

わか
つか
なが
ゆが
ま
かる
ヒ
ント
集



和歌山市協働ガイドブック

わかやまつながるヒント集

和歌山市協働ガイドブック

目次

1 はじめに	5
I. なぜ、今、和歌山市で協働か	7
II. この冊子は、こう生かせ！	8
2 お互いの組織のことよく知ろう！	11
I. 市民公益活動団体に関するここと	13
<u>素朴な疑問集 1. 『市民公益活動編』</u>	
【疑問 1】NPO法人だけがNPOではないのですか？	17
【疑問 2】NPO法人格を取得した団体は、 すべて信用できるのですか？	17
【疑問 3】NPOとボランティアの違いは？	18
【疑問 4】NPOとNGOの違いは？	18
【疑問 5】NPOのスタッフには、どのような方が多いですか？	19
【疑問 6】行政職員って、市民公益活動に参加しても良いのですか？	19
【疑問 7】市民公益活動団体だから、 人件費を支払う必要はないのですか？	20
【疑問 8】市民公益活動団体は、非営利なのに、 利益を上げても良いのですか？	20
II. 知っているようで知らない行政に関するここと	21
<u>素朴な疑問集 2. 『行政編』</u>	
【疑問 1】なぜ、行政のたらい回しは、起きるのですか？	37
【疑問 2】行政の意思決定に時間がかかるのは、なぜですか？	38
【疑問 3】行政には、なぜ異動があるのですか？	39
【疑問 4】会話より文書で企画提案した方がいいのですか？	40
【疑問 5】企画提案するなら、いつのタイミングがいいですか？	41
III. 市民公益活動分野一覧（パートナーはどこだ！）	42
<u>素朴な疑問集 3. 『分野パートナー編』</u>	
【疑問 1】協働するのは、 一覧表に掲載されている担当課だけですか？	45

【疑問 2】協働できる活動は、 一覧表に掲載されている内容だけですか？-----	46
3 協働について、理解を深めておこう！-----47	
I. 協働とは？-----	49
<u>素朴な疑問集 4. 『協働編』</u>	
【疑問 1】協働って、市民公益活動団体と 行政だけがするものなのですか？-----	52
【疑問 2】協働は、目的ですか？手段ですか？-----	52
【疑問 3】協働のメリットとデメリットって何ですか？-----	52
【疑問 4】どんなことでも協働はできるのですか？-----	53
【疑問 5】協働って、お金がないとできないのですか？-----	53
【疑問 6】協働する場合の対等ってどういうことですか？-----	54
【疑問 7】市民公益活動団体と協働すると 民間企業を圧迫してしまうのではないですか？-----	54
II. 和歌山市における協働の位置づけ-----	56
<u>素朴な疑問集 5. 『位置づけ編』</u>	
【疑問 1】和歌山市長期総合計画は、 そんなに重要なものなのですか？-----	58
【疑問 2】和歌山市において協働を どう進めようとしているのですか？-----	58
4 さあ、協働を実践しよう！-----60	
I. 協働の進め方-----	61
<u>素朴な疑問集 6. 『実践編』</u>	
【疑問 1】協働でするか、しないかは、 どうやって判断すればいいのですか？-----	66
【疑問 2】協働に適した事業には、どんなのがあるのですか？-----	67
【疑問 3】協働相手は、どう選べばいいのですか？(参考資料②参照) -----68	
【疑問 4】58ページから61ページまでの図の行程に沿って 進めなければ、協働はできないのですか？-----	69
【疑問 5】協働事業を提案するには、どんなことに 気を付ければいいのですか？(参考資料③参照) -----69	
【疑問 6】協働事業について話し合いをすれば、 実施も一緒にすることになりますか？-----	70
【疑問 7】事業の実施中は、どんな風に関わればいいのですか？-----70	
【疑問 8】協働事業の成果物の所有権はどちらのものですか？-----70	

II. 協働の継続に向けて-----72

素朴な疑問集7.『振り返り編』

【疑問1】振り返りは、事業実施主体だけですか？-----73

【疑問2】正直に振り返りをしても、今後に影響はないですか？-----73

【疑問3】見直しをする時に、

気をつけなければいけないことは何ですか？-----74

参考資料1. ○○○に関する協定書-----75

参考資料2. 協働相手をどう選べばよいの？-----76

参考資料3. 協働事業を提案するには、

どんなことに気を付ければいいの？-----77

参考資料4. 困ったときの連絡先-----78

参考資料5. 協働事業振り返りシート-----81

参考資料6. 【参考文献】-----85

1 はじめに

I. なぜ、今、 和歌山市で協働か

図のとおり、人口減少や高齢者率が高くなることは全国的な傾向ですが、和歌山市においては、この傾向が全国平均より顕著であり、人口減少、社会を主

に担う生産年齢人口の減少、昨今の世界的不況による地域経済の低迷や税収減など、厳しい状況に置かれています。これに合わせて、社会の激しい変化による市民ニーズの多様化から行政需要が増大してきており、従来の枠組みでは、すべての地域課

日本の人口推移

	2000 年	2010 年	2020 年	2030 年	2040 年
総人口	126,925,843 人	128,057,352 人	126,146,099 人	120,116,000 人	112,837,000 人
0～14 歳 人口数	18,472,499 人 (14.6%)	16,803,444 人 (13.1%)	15,031,602 人 (11.9%)	12,397,000 人 (10.3%)	11,419,000 人 (10.1%)
15～64 歳 人口数	86,219,631 人 (67.9%)	81,031,800 人 (63.3%)	75,087,865 人 (59.5%)	70,757,000 人 (58.9%)	62,133,000 人 (55.1%)
65 歳～ 人口数	22,005,152 人 (17.3%)	29,245,685 人 (22.8%)	36,026,632 人 (28.6%)	36,962,000 人 (30.8%)	39,285,000 人 (34.8%)

※2000 年から 2020 年については、国勢調査人口（年齢区分別人口数から年齢不詳数を除外）。

2030 年以降については、国立社会保障・人口問題研究所の『日本の将来推計人口』（令和 5 年 4 月・出生中位死亡中位推計）に基づく。

和歌山市の人口推移

	2000 年	2010 年	2020 年	2030 年	2040 年
総人口	386,551 人	370,364 人	356,729 人	333,854 人	307,046 人
0～14 歳 人口数	55,790 人 (14.4%)	46,739 人 (12.6%)	42,451 人 (11.9%)	35,952 人 (10.8%)	32,438 人 (10.6%)
15～64 歳 人口数	258,783 人 (66.9%)	224,708 人 (60.7%)	203,494 人 (57.0%)	188,087 人 (56.3%)	161,385 人 (52.6%)
65 歳～ 人口数	71,924 人 (18.6%)	94,130 人 (25.4%)	110,784 人 (31.1%)	109,815 人 (32.9%)	113,223 人 (36.9%)

※2000 年から 2020 年については、国勢調査人口（年齢区分別人口数から年齢不詳数を除外）。

2030 年以降については、国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口』（令和 5 年推計）に基づく。

題に対応することが難しい状況になっています。

しかし、その一方で、地域において公共の領域で自ら課題を発見し、自らその課題の解決に取り組む市民であるNPOやボランティア団体といった市民公益活動団体が数多く活動しています。

そこで、良質な公共サービスを提供することで全国の中でもきらりとした輝きを発し、活力にあふれた住みまちとして選ばれるまちづくりを行うために、市民と行政が協働で公共サービスを担う体制を整えることが重要なのです。

Ⅱ. この冊子は、こう生かせ！

①このガイドブックは、すでに市民公益活動・協働を始めている市民及びまだ市民公益活動・協働を始めていないが興味がある市民並びに行政職員を対象としています。

②行政と一緒に事業を実施してみたい市民公益活動団体、市民公益活動団体と一緒に事業を実施してみたい行政職員の方々が実際に相手方にアプローチする際のヒントとして活用して欲しいと考えて作成しました。

このガイドブックによって、協働事業が数多く生まれることにより、きらりと輝く活力にあふれたまちをつくっていきましょう。

③内容は、平成20、21年度に和歌山市が実施した協働に関する研修で集められたQ&Aと和歌山市協働推進委員会が必要と思う事項をまとめたもので

す。市民公益活動及び行政並びに協働に関する疑問から、協働を実践に移す際のヒントまでをまとめたものです。

④協働事業を実際に実施して、新たな疑問が出たら、そのフィードバックをお願いします。

⑤追加して欲しい設問・事項などがありましたら、市民自治振興課の市民協働推進班までご連絡ください。

なお、本稿は平成22年4月(初版)に作成したのですが、その後の和歌山市の組織や行政機構の改正、財政状況などを反映するために加筆修正を行い、令和6年4月版として作成しました。

2 お互いの組織のことを よく知ろう！

I. 市民公益活動団体に関するこ

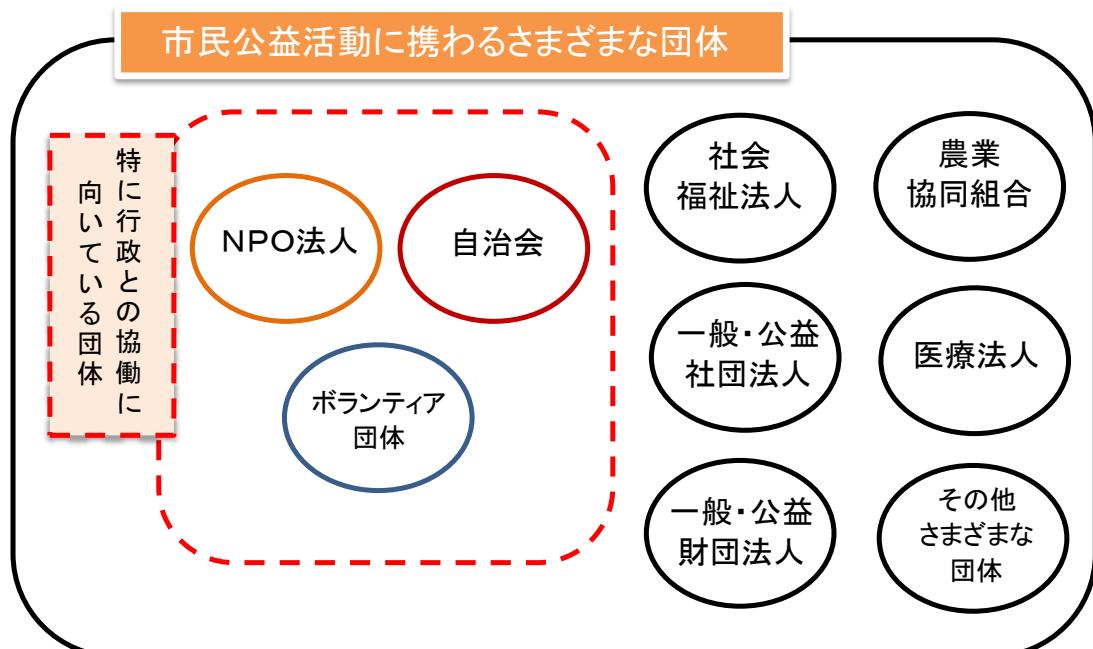
i. 市民公益活動団体とは？

和歌山市においては、平成29年12月に策定した指針で「市民公益活動」を自主性・自発性（市民の自らの自由意志に基づいた活動であること。）、公開性・公益性（広く市民に開かれた活動であり、社会の利益の増進に寄与する活動であること。）、非営利性（営利を目的としない活動であること。）、非宗

教・非政党・社会性（特定の宗教活動及び政党活動並びに反社会的な活動でないこと。）の4つの要件を満たす活動としており、この市民公益活動に組織的・継続的に取り組む団体を「市民公益活動団体」としています。

具体的には、次の図に示すとおりであり、本ガイドブックにおける「協働」の相手方は、主に市民公益活動団体の範囲に含まれるものとします。

市民公益活動に携わるさまざまな団体のイメージ。
行政にとって、点線で囲んだものが協働しやすく、主な協働の相手であると考えます。



ii. NPOとは？

NPOは、「Non Profit Organization」（非営利組織）の略で、一般的には「営利を目的としない民間組織」と訳されます。また、法人格を持ったNPOの正式名は、「特定非営利活動法人」であり、活動が公益のためであり、かつ、営利を目的としない事業を行う民間団体で、特定非営利活動促進法に基づいて認証された法人をいいます。

認証の対象となるのは、保健、医療又は福祉の増進を図る活動、社会教育の推進を図る活動、まちづくりの推進を図る活動、観光の振興を図る活動、環境の保全を図る活動、災害救援活動、地域安全活動など公益の増進に寄与することを目的とした活動を行っている団体をいいます。

iii. 市民公益活動団体の活動内容について

市民公益活動団体は、公益的なあらゆる領域で活動していることから、ほぼ行政と同じ領域で活動を行っているといえます。このことから、その活動内容は、市のほぼ全部局に関係しているといえます。

また、市民公益活動団体は、行政の部局に関係なく、自由に活動を行っているため、複数の分野にまたがる活動を行っている市民公益活動団体も数多く存在しています。

※ 市民公益活動の内容とそれに対応する主な担当課については、後述します。

iv. 市民公益活動団体の組織について

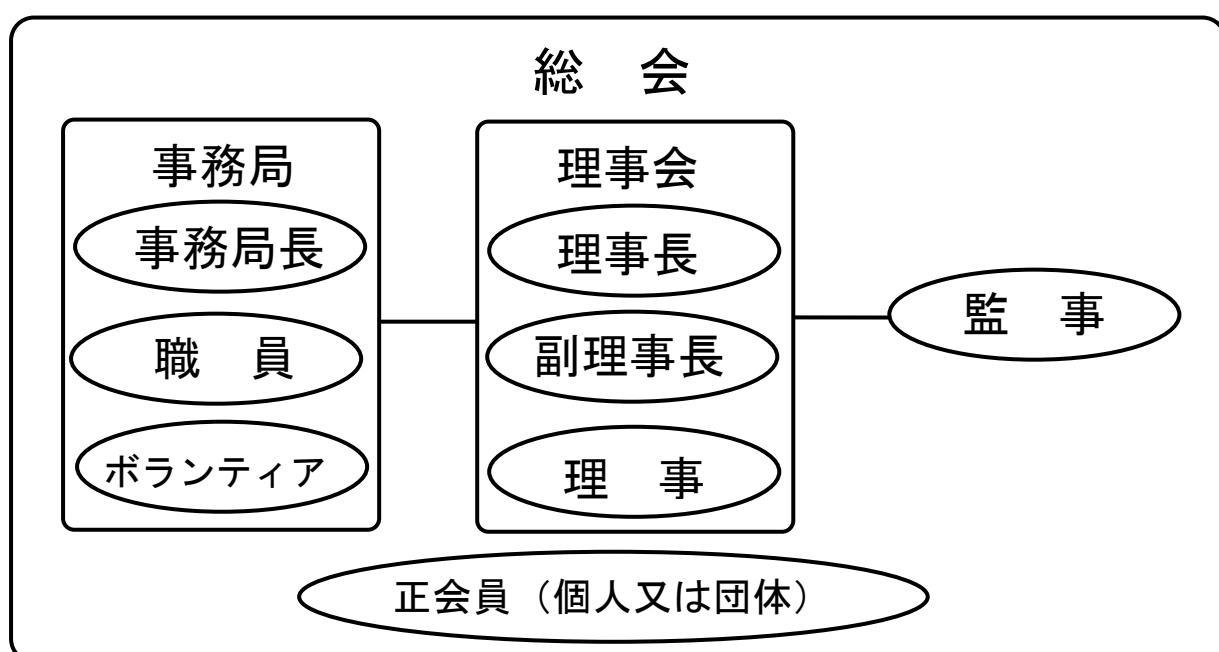
市民公益活動団体は、組織として活動するために事務局を置いているところが多く、無償のボランティアが関わっている場合が多いですが、ボランティアだけで構成されている訳ではありません。団体によって、専従の職員を雇用している、職員とボランティアが混在している、あるいはボランティアだけで構成されているといったようにその形態には様々あります。

市民公益活動団体の活動は、福祉、環境、まちづくりなど多岐にわたり、その組織構成も多

様にあるので、一概には言えませんが、一般的なNPO法人によく見られる組織図を参考までに例示します。

NPO法人の基本的な構成員は、正会員であり、法人の社会的使命（ミッション）に賛同して加入する団体又は個人を言い、一人ひとりが法人の総会における議決権を持っています。

NPO法人の最高の意思決定機関は、通常年1回開催される正会員による「総会」であり、運営に関する重要事項（定款変更、解散及び合併、事業報告及び収支決算など）は、すべて総会で議決されます。



v. 市民公益活動団体の財源について

市民公益活動団体は、団体の社会的使命（ミッション）を達成するために活動しています。活動を行うためには、事業費、人件費、管理費などの費用が必要であり、この財源を調達する必要があります。

市民公益活動団体の一般的な財源収入としては、会員からの入会金・会費による収入や個人・団体からの寄付金による収入

が考えられます。しかし、よほど多くの会員を抱えているか、企業などから大口の寄付金などがなければ、事業費や人件費をまかなえるほどの収入を得ることが難しいのが現状です。

このため、ボランティアで行うことにより人件費を抑制し、事業費に重点を置き活動を行う市民公益活動団体が多いため、市民公益活動団体はボランティアが集まった団体といった誤解が生じるのです。

収入の部		支出の部	
入会金 会費収入	会員等から	事業費	団体のミッションを達成するために行う事業。団体の活動経費を生み出すために行う利益事業（ただし、別会計）
寄付金収入	個人、団体、企業等から	人件費	事務局職員の人件費
事業収入	セミナー等の参加費 利益事業など	管理費	直接事業には関わらないが、NPOの運営に必要な経費
事業委託費 補助金 等	行政、民間助成等		
その他の収入		その他	



素朴な疑問集 1. 『市民公益活動編』

【疑問 1】NPO法人だけがNPOではないのですか？

NPOは、NPO法人のことと思われることが多いようですが、一般にNPOという場合は、NPO法人だけがNPOではなく、いわゆる任意の団体（ボランティアグループ等）もNPOに含まれます。

なお、和歌山市内を始めとして、全国には団体自らの方針で法人格をあえて取得せず活躍しているNPOは多数存在し、すでに行政と協働を行っている事例も多くあります。

【疑問 2】NPO法人格を取得した団体は、すべて信用できるのですか？

NPO法人の設立申請が行われると、法律の基準や手続きに適合しているかどうかについて原則、書類審査のみで判断するので、要件さえ満たしていれば、設立を認証することになります。つまり、「認証＝行政のお墨付き」ではないということです。

NPO法人の認証に際しては、活動実績を問わず書類のみで審査されることから、法人格に惑わされることなく、公益的な活動を誠実に行っているか等の活動実績を見極めることが必要であり、その監視は、受益者である市民によって行われることが必要であるとともに、行政も協働する際には、確認することが重要です。

【疑問3】NPOとボランティアの違いは？

違いを一言で表せば、「NPO=組織」で「ボランティア=個人」です。例えば、個人が近所の道路や公園の清掃を善意で行う活動が「ボランティア」であり、この活動が定例化し、会に名称を付けたり、メンバーの名簿を作成したり、活動報告をするまで規模が大きくなると「ボランティア団体」になります。

さらに会則を定めたり、役員会や代表者を置いたりして、組織としての体制が整えられ、メンバーが入れ替わっても活動を継続して行う団体にまで活動が拡大・発展したものが、「NPO」と言えます。

つまり、ボランティアは、自主的・自発的に活動している「人」、ボランティア団体は、それらの個人の「集合体」、NPOはそれが発展して継続的に活動している組織体であると言えます。

【疑問4】NPOとNGOの違いは？

NPOは、「Non Profit Organization」という英語の略称で、非営利組織と訳されます。

一方、NGOは、「Non Governmental Organization」という英語の略称で、政府ではない組織「非政府組織」と訳されます。

では、政府でない組織であれば、すべてNGOというかというと、これも非営利であることが前提となりますので、営利を目的としないことを強調するか、政府ではないことを強調するかの違いはありますが、NPOもNGOも非営利で、非政府であるという点では同じものを指しています。

ただ、NGOは、国連憲章で用いられた言葉であることから、主に海外協力団体や国際協力団体など地球規模の問題に取り組んで

いる組織を指す場合に使われることが多いようです。

【疑問5】NPOのスタッフには、どのような方が多いですか？

和歌山県内にあるNPO法人の実態としては、常勤職員の割合が非常に低く、多くは、会社員、公務員など日頃は仕事をしている人や学生のほか、すでに仕事を退職した団塊の世代の方などが無償のボランティアとして活動しています。

NPO法人は、専任事務職員が1、2人で、理事が10～20人くらいで、基本的にはボランティアで構成されます。

ちなみに、理事等の役員の報酬については、特定非営利活動促進法に『役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。』との条文があります。

【疑問6】行政職員って、市民公益活動に参加しても良いのですか？

行政職員が市民公益活動に参加しても、報酬を貰わなければ問題ありません。

ただし、もちろん公務員には職務専念義務がありますので、参加する場合は、職務時間外に行うことや本来業務に支障をきたさないようを行うことが原則です。

なお、和歌山市には、「休暇等に関する条例施行規則別表第2第4号」に職員が自発的に社会貢献活動を行うための休暇として、ボランティア休暇が規定されており、1年度に5日の取得が可能です。今後、行政職員自身も地域社会を横成する一住民として、率先して地域の活動に参加することが求められます。

【疑問7】市民公益活動団体だから、人件費を支払う必要はないのですか？

前述のとおり、市民公益活動団体においても、組織として活動を継続していく中では当然事務局が必要となります、財源収入が見込まれない場合、多くのNPOは事務をボランティアで行っています。

財源収入が見込まれる場合は、行政職員と同じように労働の対価として必要な人件費を事務局の職員がもらうことは当然ですから、行政が市民公益活動団体に事業を委託する場合に必要となる人件費については、その積算を行い、市民公益活動団体に支出する必要があります。

【疑問8】市民公益活動団体は、非営利なのに利益を上げても良いのですか？

市民公益活動団体の要件の一つに非営利性があることには、先ほど触れましたが、非営利と言っても、利益を上げてはいけないということではありません。利益を会員等に分配せず、活動の継続や拡大に使うのであれば、問題はありません。

企業や行政と同じように、市民公益活動団体でも活動を行うには、様々な経費が必要になりますし、活動を継続するためにも、経費が必要になります。ただし、NPO法では、本来活動の妨げになるような利益活動は禁止されています。

II. 知っているようで知らない行政に関するこ

i. 行政とは？

行政は、「公平・平等を原則として活動しており、サービスの受益範囲もその行政区域内に限定されており、均等にいきわたることが要求される。」、「様々な法令や議会の議決などに基づいて行動する。」などの特性を持っています。

また、行政の予算は、議会の承認に基づいて編成され、事業執行や予算の範囲内で地方自治法や規則を逸脱した執行はできません。また、単年度予算主義をとっているため、事業執行に当たっては年度ごとに完結させる必要があるといった特徴を持っています。

まず、予算の編成については、各部署が取り組む必要があると考える事業の計画・経費の積算を立てて、財政担当課に11月初旬に提出します。財政担当課

は、各部署にヒアリングを実施するなど、限られた財源の中で最大限の効果を発揮させるため、「今」取り組む必要性や他の事業より優先させる理由、予算の積算根拠などを詳しく調査します。

市の財政は厳しい状態が続いているので、法などで定められ、必ず支出しなければならない義務的な経費以外は特に厳しく精査されます。

そうして練られた予算案がまとめられ、2月に開催される市議会に提出されます。ここで、更に審議され、議決を経て決定されます。

ii. 和歌山市の業務内容について

和歌山市は、時代環境の変化を乗り越え、市民一人ひとりが誇りを持ち、いきいきと暮らせるまちに進化していくため、まちづくりの目標を市民、行政をはじめとする様々な主体が共有

お互いの組織のことによく知ろう！

し、これを達成するため、第5次和歌山市長期総合計画に基づき、市民の皆さん的生活を支えるあらゆる分野で業務を行っています。

なお、計画期間中の本市の活動は、「安定した雇用を生み出

す産業が元気なまち」、「住みたいと選ばれる魅力があふれるまち」、「子供たちがいきいきと育つまち」、「誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち」の4つの目標を掲げた次に示す施策体系に沿って進めることしています。

目標	政 策	施 策
分野別目標1 安定した雇用を生み出す産業が元気なまち	1 地域を支える既存産業の振興 2 新たな事業の創出と産学官金・異業種連携の促進 3 農林水産業の活性化 4 観光の稼ぐ力の強化 5 国際交流の推進 6 産業を支える「人」の確保	1 農林業の振興 2 水産業の振興 1 観光客受入体制の整備 2 観光客の誘致 1 国際交流の推進 2 国際戦略の推進
分野別目標2 住みたいと選ばれる魅力があふれるまち	1 中心市街地の魅力向上 2 各地域における魅力的なまちづくり 3 魅力ある都市景観の創出 4 自然と共生する環境にやさしい社会の形成 5 郷土に誇りと愛着を育む文化・スポーツの振興と生涯学習の推進	1 都市景観の形成 2 都市緑化・都市美化の推進 1 環境の保全 2 循環型社会の形成 1 生涯学習の推進 2 芸術・文化の振興 3 文化財の保護・活用 4 スポーツの振興
分野別目標3 子供たちがいきいきと育つまち	1 安心して子供を生み育てることのできる環境の整備 2 社会を生き抜く子供たちの学力の育成 3 生涯を通じた豊かな心と健やかな体の育成 4 安全・安心な教育環境の整備 5 家庭や地域における教育力の向上	1 確かな学力を育む教育の推進 2 国内外の様々な分野で活躍できる人材を育む教育の推進 1 豊かな心を育む教育の推進 2 健やかな体を育む教育の推進 3 人権を尊重する社会を築くための教育の推進

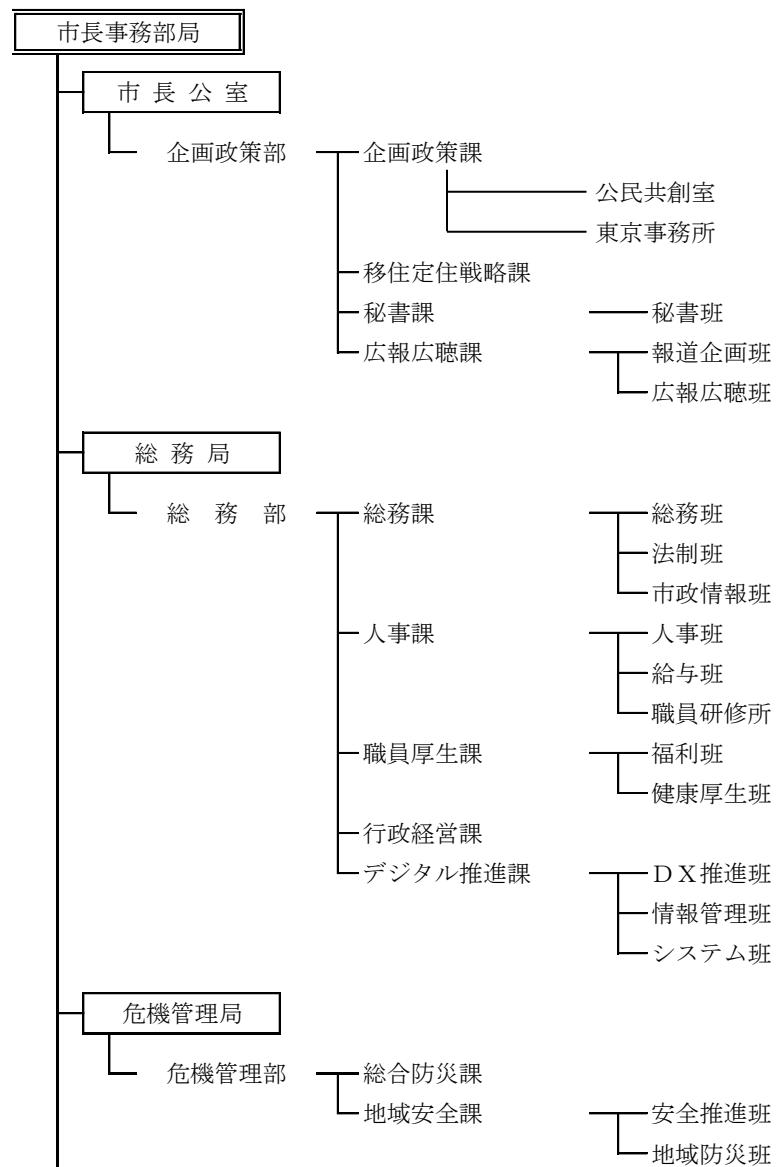
知っているようで知らない行政に関すること

目標	政 策	施 策
分野別目標 4 誰もが安心して 住み続けられる 持続可能なまち	1 コンパクトシティの実現	1 集約型のまちづくり 2 公共交通体系の充実
	2 都市機能や市民生活を支える道路網の整備	1 基幹道路網の整備 2 生活道路の整備
	3 豊かな暮らしを支える住環境の整備	1 居住環境の整備 2 河川・水路の整備 3 上水道施設の整備 4 生活排水対策の推進
	4 防災体制の充実	1 災害に強いまちづくりの推進 2 災害に強い人づくりの推進 3 災害等に強い体制づくりの推進
	5 消防力の充実	1 予防体制の充実 2 災害対応力の充実 3 救急・救助体制の充実
	6 安全で安心な市民生活の確保	1 交通安全対策の推進 2 防犯対策の推進 3 消費生活の向上
	7 健康で元気に暮らせる環境づくり	1 健康づくりの推進 2 地域医療・健康危機管理体制の充実 3 生活衛生対策の推進 4 保険医療対策の推進
	8 人権尊重・男女共同参画の推進	1 人権が尊重される社会づくり 2 男女共生社会の実現
	9 将来に向かって希望の持てる福祉社会の形成	1 地域福祉の推進 2 高齢者の生活の充実 3 障害のある人の自立と社会参加の推進 4 社会保障制度の充実
	10 地域コミュニティの充実	

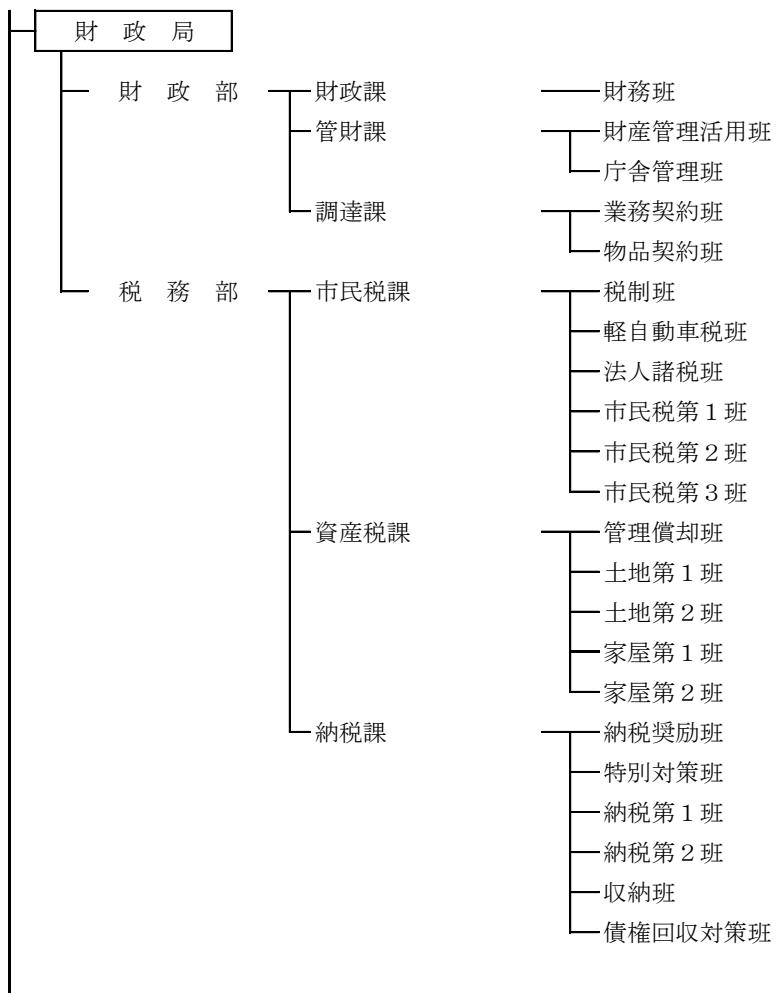
iii. 和歌山市の組織について

事務を効率的に進めるために、各部門の仕事の範囲を明らかにして、組織（行政機構図を参照）を構成し、令和6年4月1日現在、13局・29部・109課体制で2,805人が仕事をしており、行財政改革の一貫で削減目標としてきた職員3,000人体制を実現しています。

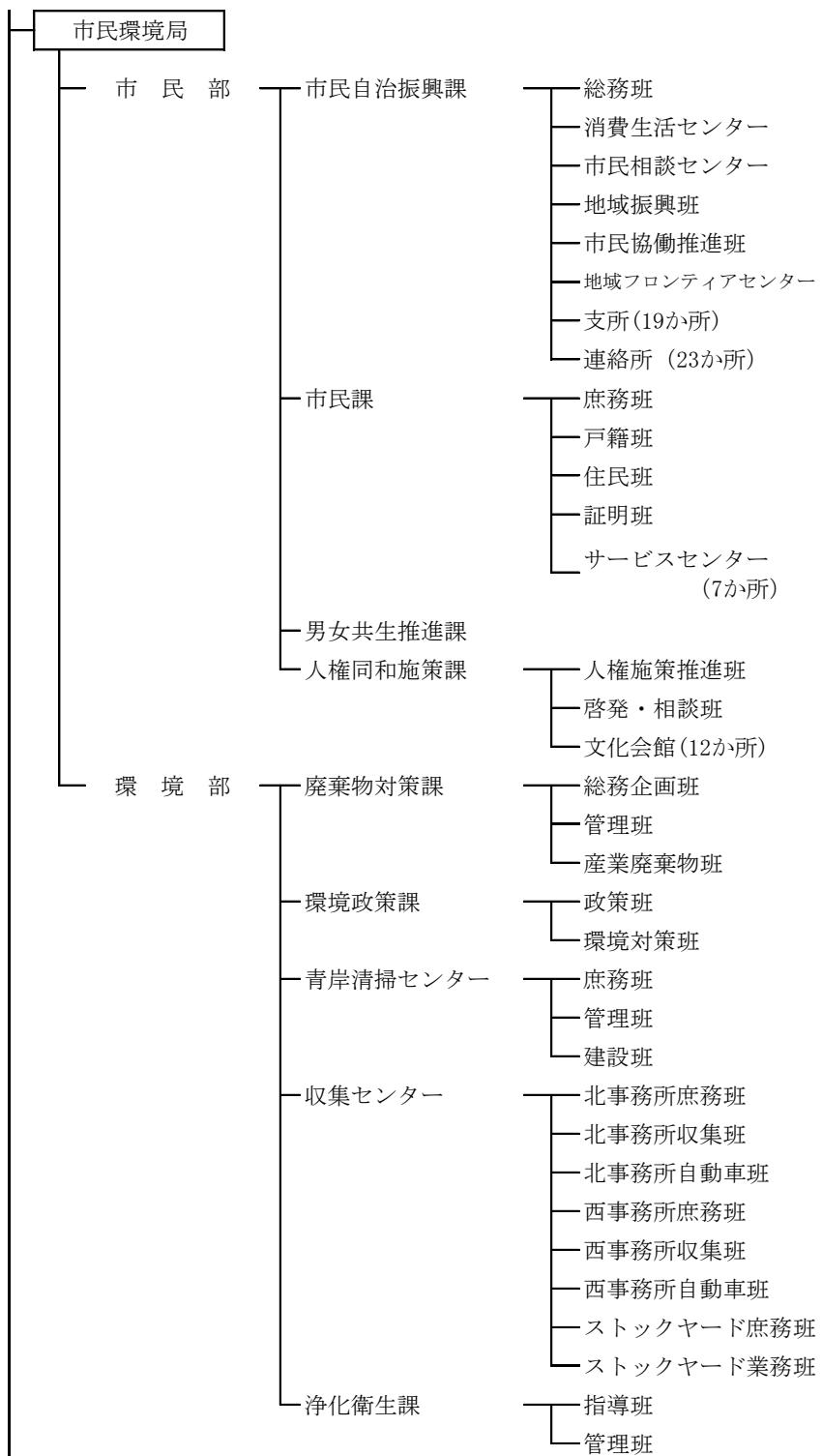
和歌山市行政機構図（令和6年4月1日現在）



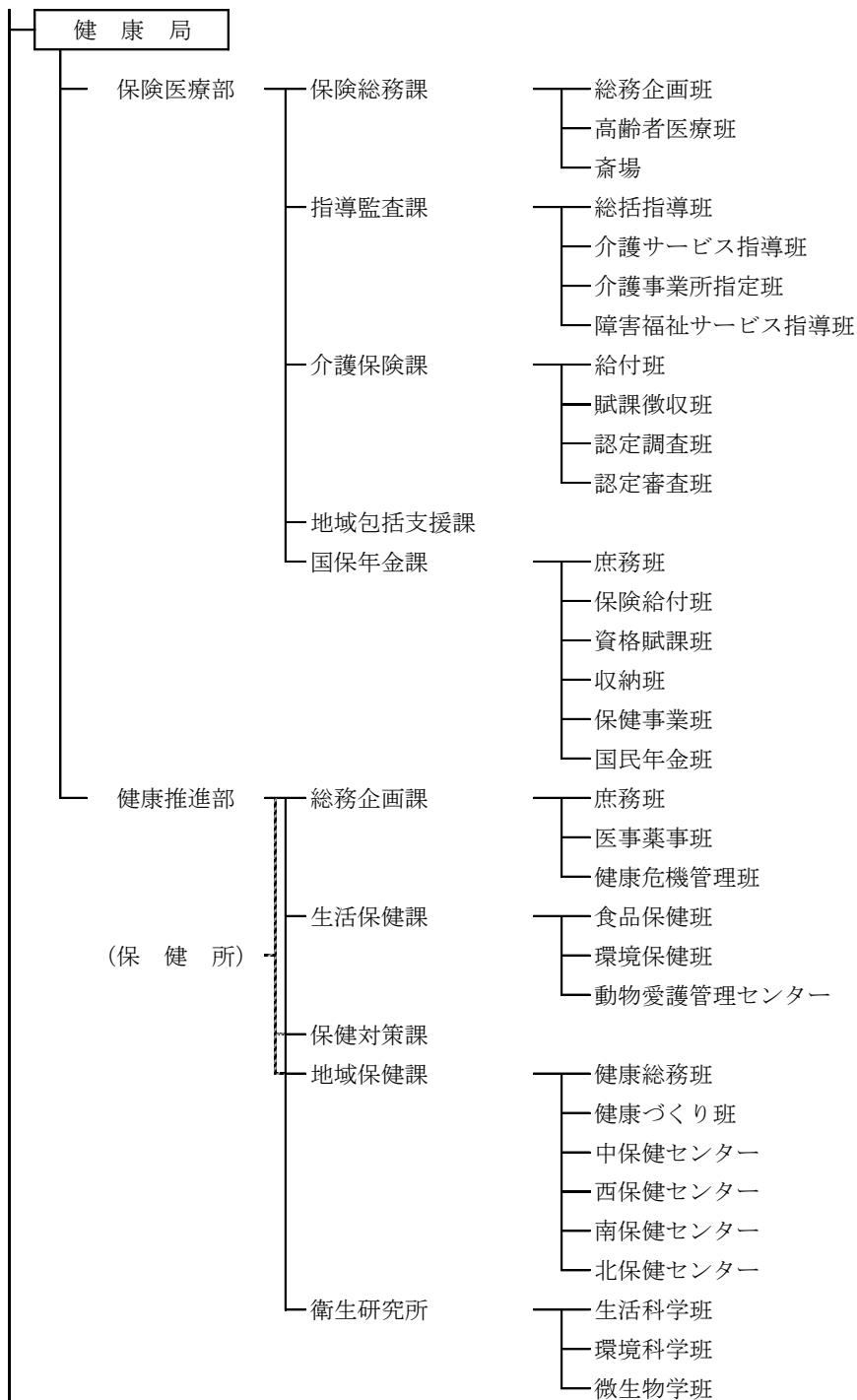
お互いの組織のことによく知ろう！

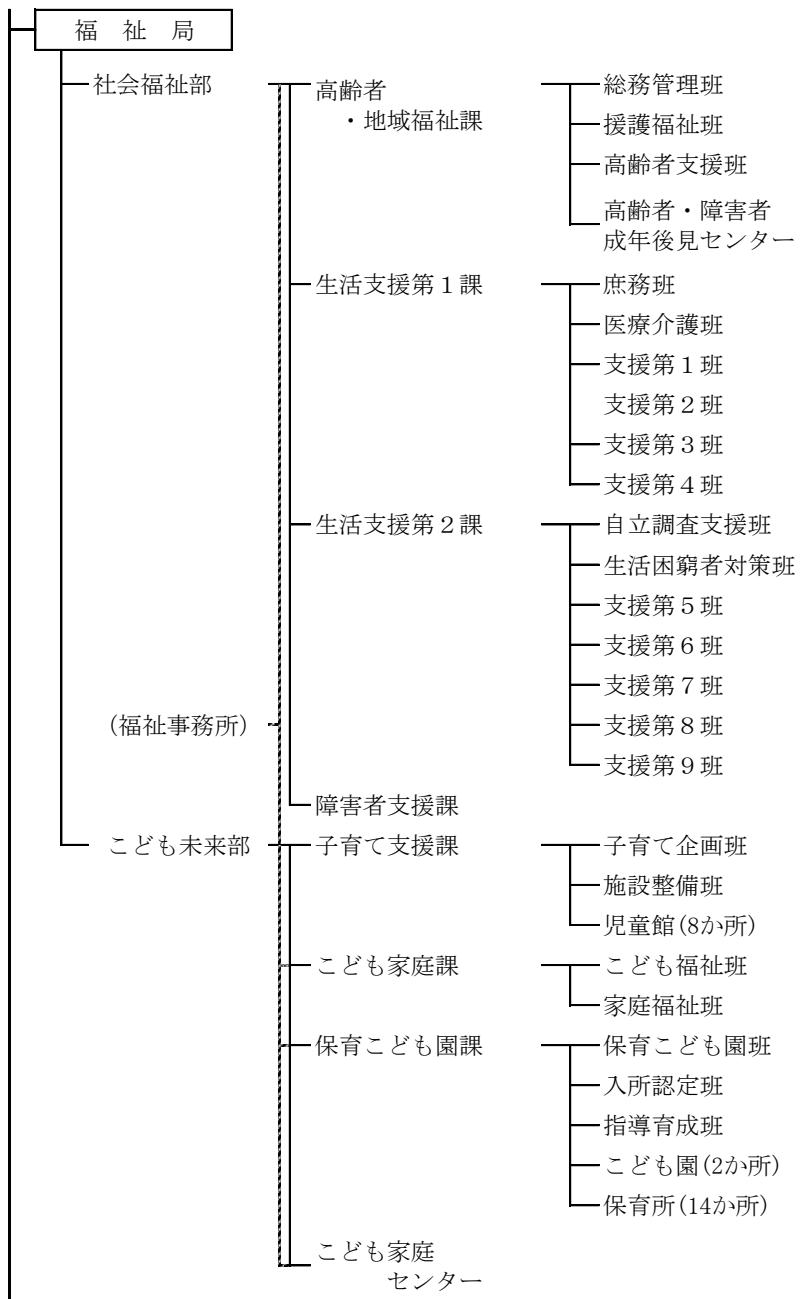


知っているようで知らない行政に関するここと

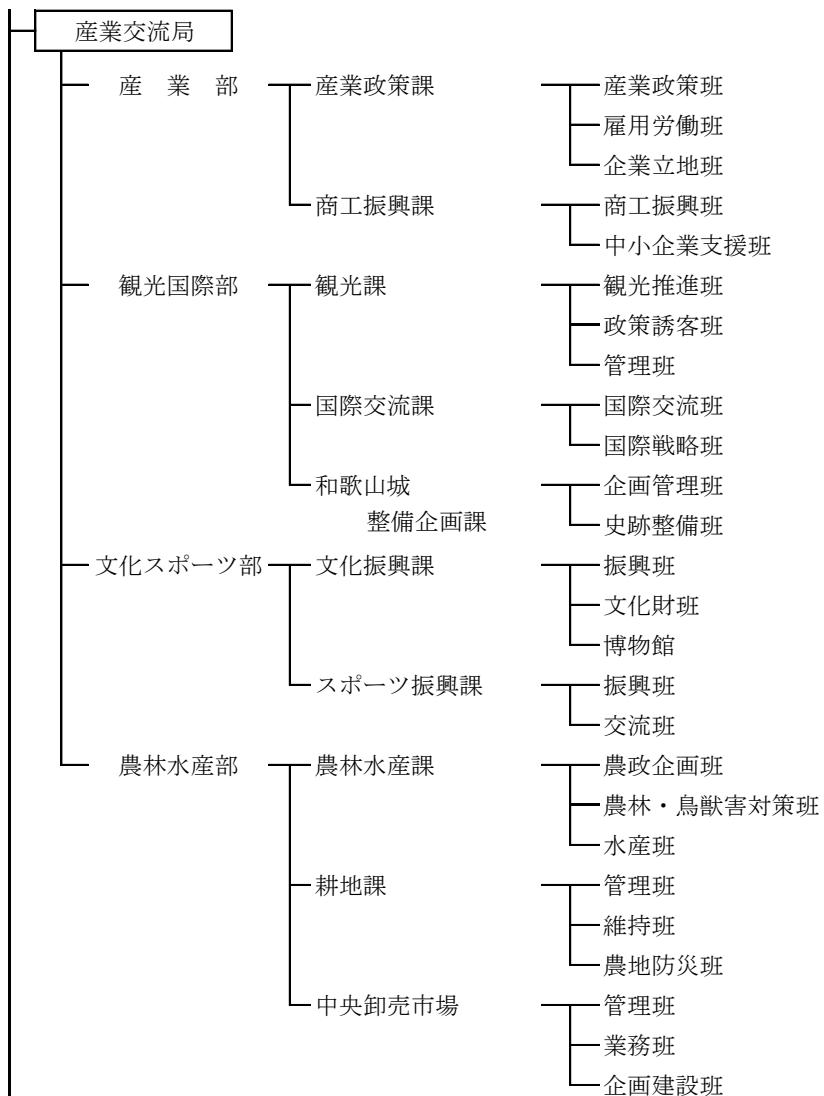


お互いの組織のことによく知ろう！

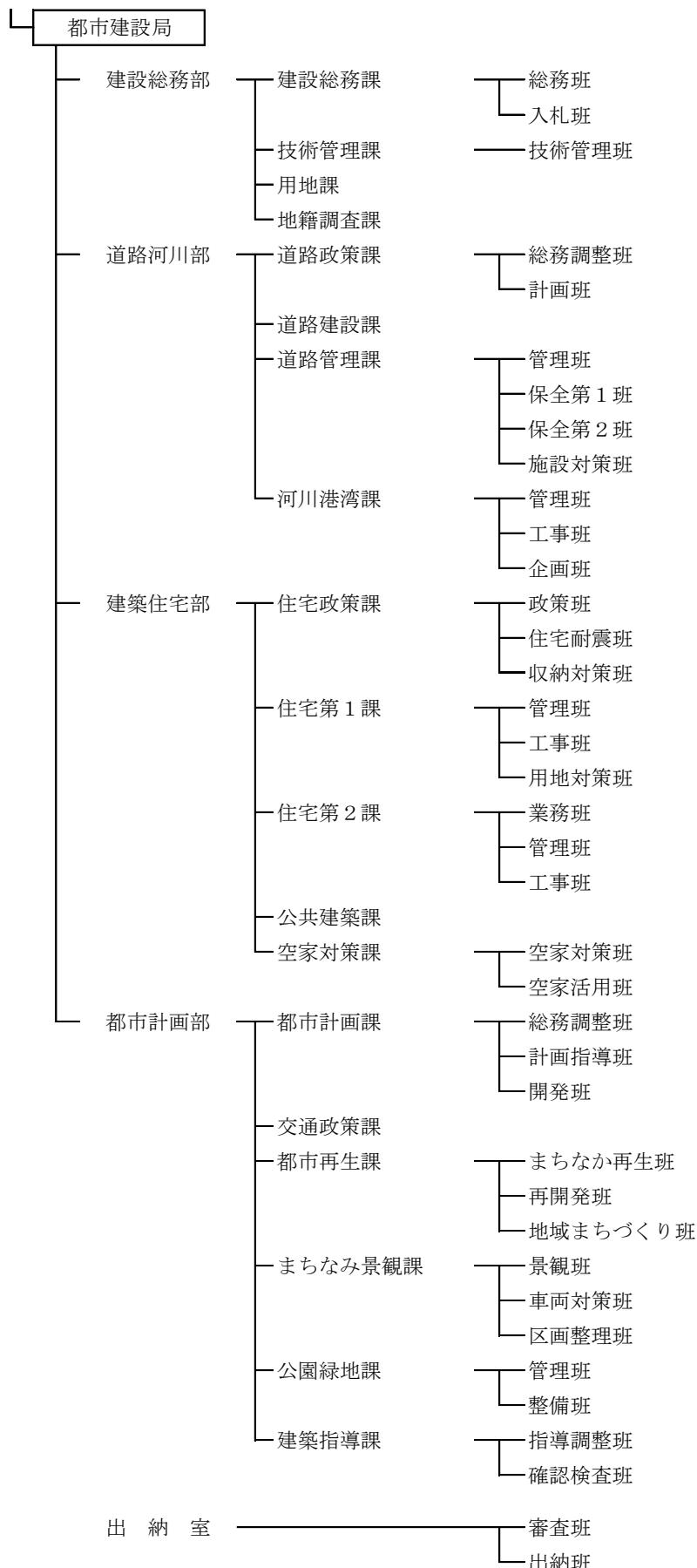




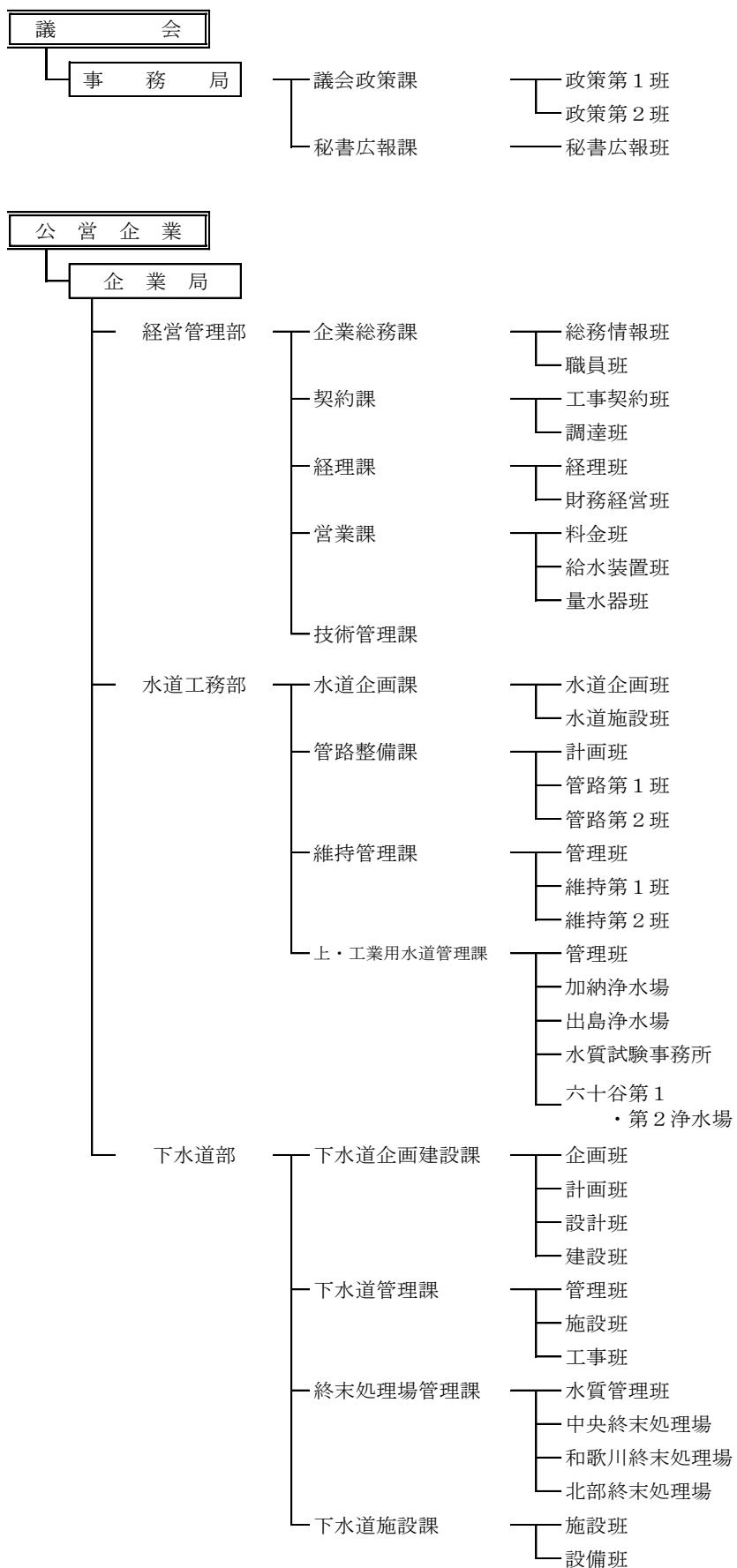
お互いの組織のことをよく知ろう！

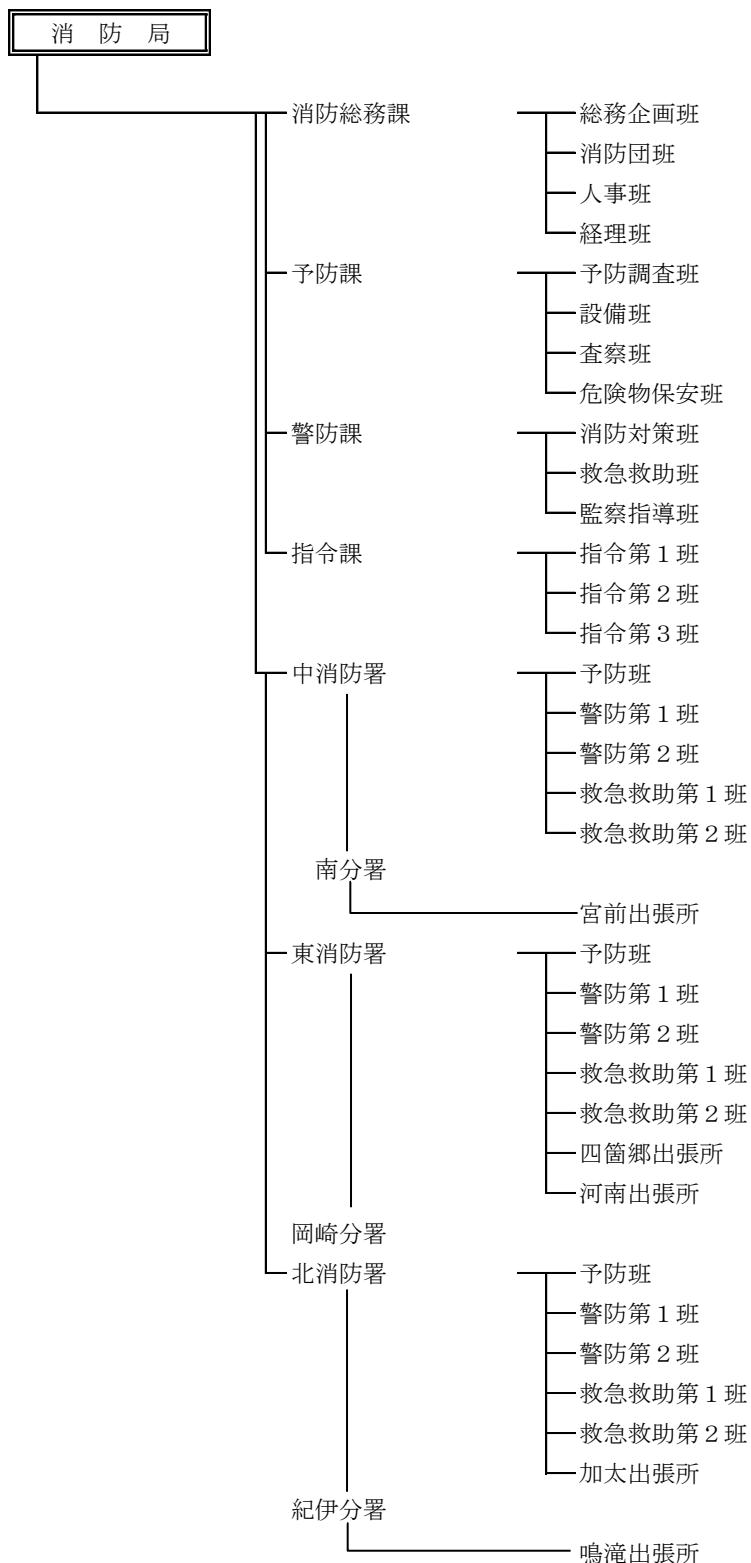


知っているようで知らない行政に関すること

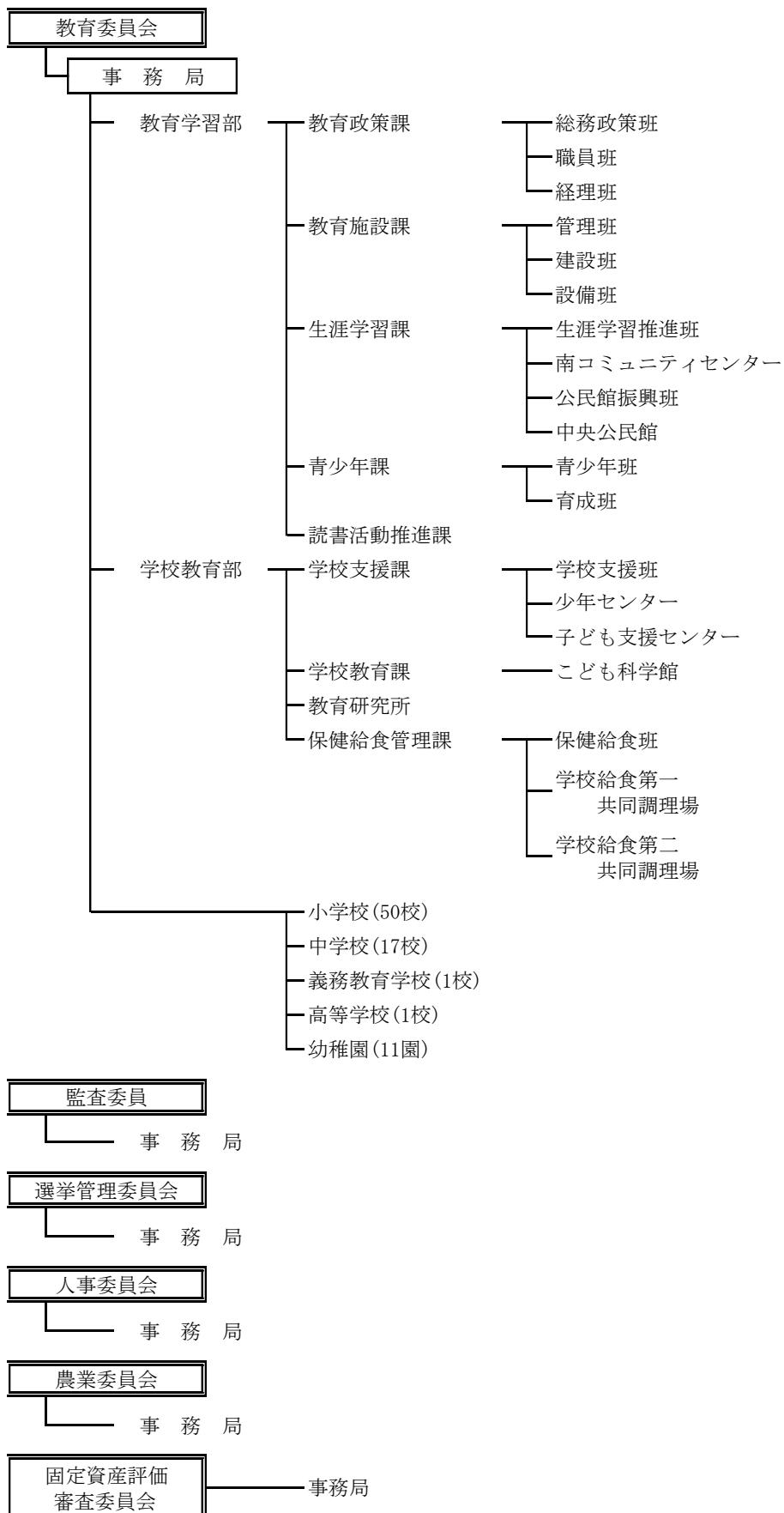


お互いの組織のことによく知ろう！





お互いの組織のことをよく知ろう！



iv. 和歌山市の財政について

a.) 和歌山市の会計について

和歌山市の財政は、一般会計、特別会計、公営企業会計の3つで構成されています。

ア) 一般会計

一般会計は、和歌山市の行政運営の基本的な経費を中心に計上されるものであり、福祉などに使われる民生費、道路・公園など公共施設の整備や維持管理などに使われる土木費、道路・公園などの社会資本の整備に充てるために借り入れた市債を返済する公債費、教育活動のために使われる教育費、主に職員の給与などに使われる総務費、ごみ処理や市民の健康づくりなどのために使われる衛生費、消防や救急活動のために使われる消防費などからなります。

令和4年度の決算額は、歳入が約1,664億円、歳出が約1,639億円となっており、約25億円の黒字となっています。

イ) 特別会計

特別会計は、独立採算を原則とする事業で一般の歳出・歳入と区別して経理する必要のある会計であり、その中には、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療、土地造成事業、卸売市場事業、駐車場管理事業などがあります。

令和4年度の決算額は、歳入が約975億円、歳出が約963億円となっており、約12億円の黒字となっています。

ウ) 公営企業会計

公営企業会計は、特別会計のうち、主に事業による収益により行政サービスの提供を行う会計であり、水道事業、工業用水道事業、下水道事業からなります。

令和4年度の決算額（水道事業、工業用水道事業及び下水道事業を合算）は、歳入が約329億円、歳出が約398億円となっており、約69億円の赤字となっています。

b.) 和歌山市の財政状況につ

いて

実質収支は、決算上の歳入・歳出の差引から、さらに翌年度に繰り越すべき財源を引いたもので、その年度の実質的な黒字赤字を示すものです。

この実質収支で和歌山市の財政状況を見てみると、一般会計や特別会計は黒字となっています。一方、特別会計は赤字ですが、平成30年度から下水道事業が公営企業会計に移行したことにより、その額は減少しています。



素朴な疑問集 2. 『行政編』

【疑問 1】なぜ、行政のたらい回しは、起きるのですか？

行政に対する不満の一つとしてよく挙げられる「たらい回し」は、行政が事務を効率的に進めるために、各部署の仕事の範囲をあらかじめ決定した「縦割り」の組織形態をとったために、起こるものであります。このため、新しい事柄や複数の部署に関係する事柄など、どの部署が対応するのが一番よいのかはっきりしない事柄の場合、「たらい回し」を引き起こしてしまう場合があるのです。

そこで、相談したい事柄が、どの部署が対応するのか分からぬ場合には、市民公益活動支援や協働推進を担当する自治振興課に一度相談してみてはどうでしょうか。

ちなみに、専門の担当課に相談等に行くときには、次のような準備をしておくと、よりスムーズで的確な対応が期待できます。

- ① あらかじめ、「和歌山市の組織案内」などをホームページ等で確認し、関連すると思われる部署を把握する。
- ② 提案内容の概要をまとめた簡単な資料を用意する。

【疑問2】行政の意思決定に時間がかかるのは、なぜですか？

行政の対応は、時として、手続きが面倒で時間がかかったり、杓子定規的であったりで、不愉快な思いをする場合があると思います。しかし、行政と協働事業を実施したいと考えるのであれば、こういったことを単に批判するだけではなく、なぜ起こるのか、その背景を知っておくと物事を円滑に進めることができるようになると思います。

地方公務員の服務規程には、公平であること、法令や上司の職務上の命令に従うこと、信用を失墜してはいけないことなどが、定められています。こういったことを過剰に意識してしまうと「お役所仕事」に陥ることが考えられます。

例えば、公平・平等を担保するために、「この対応は、規則の範囲を越え、特定の人に対して便宜を図ることにならないか。」と考えることが、結果として杓子定規的になる、などというような場合です。

先ほどもありましたが、和歌山市の基本的な組織構成は、局一部→課→班となっています。

ある日、ある市民公益活動団体がA課に協働事業の企画を提案したとします。最初に対応するのは、班の中の担当者となります。担当者は班をまとめる班長に提案内容を報告し、対応の方向を話し合います。班長は、その結果を副課長や課長に伝え協議し、複数の課に及ぶ事項などの複雑な案件である場合は、関係する課や、さらに、部長や局長と協議することができます。こうして、A課としての対応の方向性が決まります。

言い換えると、担当者との協議は始めの一歩であり、組織としての合意には、どうしても手間と時間がかかるてしまうのです。

【疑問3】行政には、なぜ異動があるのですか？

どこの地方公共団体もそうですが、職員は通常数年に1回、人事異動で他の所属に移ります。管理職になると、さらに短期間で異動する場合もあります。また、異動は、部局を越えて実施されることもあり、それまでと全く異なる仕事を担当することもあります。

このように定期的に異動を行うことは、様々な業務を経験させることで幅広い知識や視野を身に付けさせたり、特定者との癒着を防止したりといった意味を持ちます。

ただ、時間をかけて相互理解を深め協働事業を軌道に乗せた後、担当職員が異動することで一から関係を作り直さなければならぬというように、人事異動が協働事業の継続性を妨げる要因になることがあります。このような事態を防ぐためにも、互いに合意した重要な事項は、その都度文書に残して、共有することが大切です。

また、行政職員は、人事異動の際には新たな担当者との間で必ず業務の引継ぎを行うので、こうした文書があれば、円滑な引継ぎが期待できます。

さらに慎重を期すなら、異動の時期（一般的には、4月1日）に、担当者や管理職などの後任者への引継ぎが十分行われるよう、念を押しておきましょう。

【疑問4】会話より文書で企画提案した方がいいのですか？

前述したとおり、和歌山市の組織は、基本的には、「局→部→課→班」となっています。組織として決定する場合には、この各段階の職員が関わる上に、場合によっては、財政担当など直接事業と関係のない課等の職員が加わることもあります。

また、市としての意思決定を行う場合には、行政の決定が住民に何らかの影響を与える可能性があることから、意思決定には慎重さが求められます。そのため、文書によって各段階における審査及び決裁責任者の最終的な決定が必要です。

この審査を経る段階で誰かから疑問が出されると、その度に担当の職員が説明します。複雑なケースでは、決定に関わるすべての職員の疑問が解消されるまで、多くの時間がかかってしまうこともあります。

したがって、この過程をスムーズに進めるためにも、協働事業の提案を行う時には、担当者の参考資料ともなる文書で行った方が良いでしょう。

また、この際には、書類の作り方も重要になります。理想的な書類は、一目で概要が理解できるものです。例えば、明快な見出しや図解で整理された書類は、イメージを一氣につかむことができます。さらに、書かれたことを裏付ける的確な資料を添付すれば、書類の信頼性が高まると思います。

【疑問5】企画提案するなら、いつのタイミングがいいですか？

行政の翌年度の予算の検討は、かなり早い時期から始まるので、行政の予算が必要な協働事業を企画提案するのであれば、遅くとも事業実施の前年度11月頃までに、企画の内容を担当課と煮詰める必要があります。

特に、今まで行政がしてこなかった新たな事業を提案する場合、9月頃にはある程度の課の事業の方向性が固まるので、タイミングとしては遅く、開始可能な時期が翌々年度まで持ち越される可能性が高くなります。

したがって、新しい事業の提案を行うのであれば、年度が始まった直後は忙しいので、少し落ち着く4月下旬ぐらいから、企画提案に行くと良いと思います。

III. 市民公益活動分野一覧

(パートナーはどこだ！)

市民公益活動分野	主に関連する課
【保健、医療又は福祉の増進】 高齢者の介護福祉、宅老所の運営、高齢者の生きがいづくり、高齢者の権利擁護、障害者の在宅介護、障害者支援、地域福祉・医療サービスの充実、難病患者への支援、酒害の防止、動物愛護、食育の推進 など	高齢者・地域福祉課 障害者支援課 保険総務課 介護保険課 地域包括支援課 生活保健課（保健所） 総務企画課（保健所） 地域保健課（保健所） 保健対策課（保健所） など
事業例) 高齢者向け情報紙の発行、在宅理美容の実施 など	こども家庭センター 保健対策課（保健所） 学校教育課 生涯学習課 青少年課 など
【社会教育の推進】 不登校の子どもの居場所づくり、引きこもりの若者支援、生涯学習の推進 など	市民自治振興課 都市再生課 公園緑地課 農林水産課 道路管理課 商工振興課 観光課 和歌山城整備企画課 など
事業例) CAPの普及啓発、カウンセリングの実施 など	
【まちづくりの推進】 地域の公園・公道の管理・運営、まちなみ保存活動、都市農村交流事業、清掃美化活動 など	
事業例) オープンカフェ、ライトアップイベントの実施、紀州よさこい祭りの実施、花いっぱい運動、和歌山城や動物園でのイベントの実施 など	
【観光の振興】 観光客の誘客活動 など	観光課
事業例) 観光情報発信事業、コンベンション推進事業 など	
【農山漁村又は中山間地域の振興】 遊休農地の活用、多様な農業の担い手の育成、地産地消の推進 など	農林水産課
事業例) 担い手等育成事業、和歌山ブランドの農作物の開発 など	
【学術、文化、芸術又はスポーツの振興】 伝統文化の振興、芸術家の支援、スポーツ指導 など	文化振興課 市立博物館
事業例) 博物館の管理運営、文化財の保護、和歌山ジャズマラソンの開催 など	スポーツ振興課 読書活動推進課 など

市民公益活動分野一覧(パートナーはどこだ！)

市民公益活動分野	主に関連する課
【環境保全】 環境体験学習、リサイクル事業など循環型社会の推進、自然体験、環境保護、環境保全の技術指導、省エネ推進、自然エネルギーの普及、公害防止 など 事業例) ビオトープの運営・管理 など	環境政策課 廃棄物対策課 青岸清掃センター 収集センター など
【災害救援】 自然災害時の救援活動、災害被害者への支援、自然災害対策の強化、耐震防災への安全対策 など 事業例) 和歌山市避難行動要支援者登録制度 など	総合防災課 高齢者・地域福祉課 消防局 など
【地域安全】 安全・安心なまちづくり、河川地域の監視活動、事故防止・交通安全活動、犯罪者の社会復帰支援、アルコール・薬物依存者の立ち直り支援 など 事業例) 子ども見守り活動、カウンセリングの実施 など	総合防災課 地域安全課 河川港湾課 保険総務課 保健対策課（保健所） 学校教育課 消防局 など
【人権の擁護又は平和の推進】 子どもの虐待防止、ホームレスの生活支援、HIV感染者の電話相談、人権差別のない社会づくり など 事業例) 人権啓発講座の開催、非核平和事業 など	市民自治振興課 生活支援第1課・第2課 子育て支援課 人権同和施策課 青少年課 保健対策課（保健所） など
【国際協力】 在住外国人支援、外国との国際交流 など 事業例) 在住外国人のための日本語教室の開催 など	国際交流課 学校教育課 など
【男女共同参画社会の形成】 男女共生意識の促進、男女共生に関する人材の育成、DV・セクシャルハラスメントの防止、女性が活躍できる社会づくりの推進 など 事業例) 男女共生に関する啓発講座の開催 など	男女共生推進課 など
【子どもの健全育成】 子育て支援、保育、子どもの野外体験、パパの子育て参加の推進 など 事業例) 子育てひろばの開催、和歌山市父子手帳 など	子育て支援課 地域保健課（保健所） 青少年課 学校教育課 など

お互いの組織のことによく知ろう！

市民公益活動分野	主に関連する課
【情報化社会の発展】 障害者・高齢者の情報化の推進、情報リテラシーの向上、情報セキュリティの向上 など 事業例) 障害者・高齢者向けパソコン教室 など	デジタル推進課 高齢者・地域福祉課 障害者支援課 生涯学習課 など
【経済活動の活性化】 商店街の活性化、地域の観光振興、起業化支援、地域産業の振興、有機栽培の普及啓発 など 事業例) まちなか再生計画、観光地図づくり など	産業政策課 商工振興課 観光課 農林水産課 都市再生課 など
【職業能力の開発、雇用機会の拡充】 障害者の職業訓練・就労支援、若年者の就労支援 など 事業例) インターンシップ など	障害者支援課 産業政策課 など
【消費者保護】 消費者相談、消費者に対する商品に関する情報提供、商品知識の普及 など 事業例) 消費生活知識に関する講習会・研修会の開催 など	市民自治振興課 など
【市民公益活動支援】 市民公益活動団体の育成・支援、市民公益活動団体のネットワーク化、資源の仲介 など 事業例) 地域フロンティアセンターの運営 など	市民自治振興課 など



素朴な疑問集 3. 『分野パートナー編』

【疑問 1】協働するのは、一覧表に掲載されている担当課だけですか？

市民公益活動分野一覧は、あくまで例示なので、協働できる担当課は、これだけでは、ありません。

たとえば、市民と協働できることはないと思われる施設を整備する部署（水道工務部・下水道部・建築住宅部など）であっても、施設の有効活用などについては、実際に利用する市民の声を踏まえて整備しなければならないものであり、その意味では協働できます。なお、全国的に見てみると、里道・農道などを住民自ら整備する事例まで出てきています。

他にも、市民の協力が必要不可欠な税金収納率や下水道接続率のアップ、渇水時の節水対策などの普及啓発などに対しても、協働は非常に有効な手段ですので、掲載されている担当課以外にも様々な課に協働の可能性があることが分かると思います。

また、担当課が一覧表の活動分野を超えて協働を行う可能性もあります。例えば、総合防災課や消防局が、安全・安心な暮らしを確保するという本来の目的を果たすために、市民公益活動団体のネットワーク化を行い、地域における防災・減災体制の構築を行う場合などが考えられます。

なお、市民公益活動団体は、如何に効率よく市民にその活動を知ってもらえるかという課題を常に抱えていることから、情

報発信を所管している広報広聴課の協力は、どのような活動を行っている団体であっても、必要なのは言うまでもありません。

行政は、その目的別に組織を構成していますが、もし分かりにくいことがあれば、市民自治振興課に相談してみてください。

【疑問2】協働できる活動は、一覧表に掲載されている内容だけですか？

前問にもあるとおり、市民公益活動分野一覧は、あくまで例示なので、担当課同様、市民公益活動団体の活動内容もこれにとどまるものではありません。

また、少子高齢化社会の進展による高齢者福祉の必要性の増大、核家族化や地域コミュニティの機能低下による子育て支援の必要性の増大など、今まで社会の変化に合わせて様々な活動が生まれてきています。

今後も、同様に社会の流れに合わせて新たな課題が生まれてくるものと思います。

3 協働について、 理解を深めておこう！

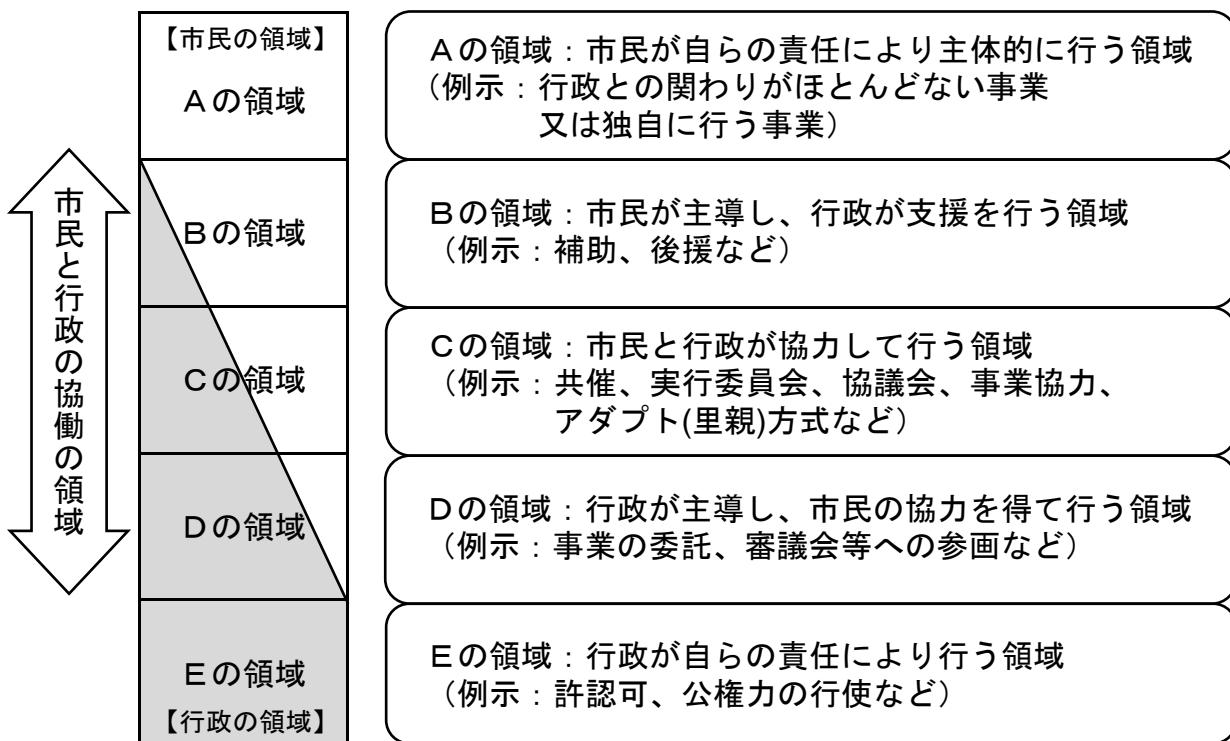
I. 協働とは？

指針においては、「協働」の原則として、「課題・目標の共有（実施に当たる課題・達成目標などを共有すること。）」、「相互補完（立場の異なる主体が事業実施に当たり、足りない部分をお互いに補完しあうこと。）」、「対等の関係（お互いを自立した主体として認めあい、尊重し、対等な関係を築き、事業に携わ

ること。）」、「役割分担（適切な役割と責任を分担することを明確にすること。）」を挙げています。

なお、協働の取組を成功させるためには、自分が取り組む協働事業について、その「活動領域」・「手段」が、以下の2つのどのタイプのそれぞれのどれに当たるのか認識しておくことが重要です。

①活動領域によるタイプ



②協働の手段によるタイプ

形態	内容	注意点
補助	市民公益活動団体が自主的に行う事業に対して、その公益性を認めて、行政が資金のほか必要な支援を行う協働の形態	<ul style="list-style-type: none"> ◆お互いに良い緊張感を保った対等の関係作りに努める。 ◆公費の支出を伴うものであることから、行政は口を出す。
共催	市民公益活動団体と行政がともに事業主体となって、一緒に取り組む協働の形態	<ul style="list-style-type: none"> ◆「公益性があるか」や「行政が関わるべきか」について、よく検討する。 ◆事業の検討段階から協働し、事業目的の明確化と共有、情報の共有化を図る。 ◆企画、計画段階から密接に協議を行い、両者が主体的に取り組む。 ◆協定書等により、相互の役割分担や経費分担などについて合意しておく。 ◆市民公益活動団体・行政の両者に主催者としての社会的責任が求められることを確認する。 ◆イベント等の際は、トラブル防止等についての意識を徹底する。
実行委員会・協議会	市民公益活動団体と行政で構成する「実行委員会」や「協議会」が、事業主体となって事業を行う協働の形態	<ul style="list-style-type: none"> ◆あらかじめ事業目的を共有する。 ◆事業実施可能な団体が、複数存在するときは公平性や公正性に配慮する。 ◆相互の役割分担、経費負担、責任の所在を明確にし、主体的に取り組む。 ◆市民公益活動団体、行政に関わりなく、主催者としての責任が求められることを確認する。 ◆前例踏襲によることなく、事業の見直しに努め、事業効果の最大化に努める。
事業協力	共催や実行委員会・協議会以外の形態で、市民公益活動団体と行政との間で、それぞれの特性を活かす役割分担を取り決めた「協定書」を締結するなど一定期間、継続的な関係のもとで事業を協力して行う協働の形態	<ul style="list-style-type: none"> ◆相手方とよく話し合った上で、協定書（参考資料①参照）等の内容を決める。 ◆協定書には次のような項目を明記する。 <ul style="list-style-type: none"> ①目的、②事業内容、③役割分担、④経費分担、⑤責任、⑥活動計画・実績、⑦事業期間、⑧協定の有効期限 ◆協定書等に基づいて事業を実施している段階であっても隨時、進捗状況や課題を話し合うなど情報交換を行う。

形態	内容	注意点
委託	行政が主導して行うべき領域において、市民公益活動団体の特性を活かして効果的・能率的な取組を進めるため、行政が業務を「委託」する協働の形態	<ul style="list-style-type: none"> ◆行政の単なる下請けとならないよう、市民公益活動団体が特性を効果的・能率的に発揮できるように十分に調整を行う。 ◆委託契約を結ぶ際は、行政が仕様書等の作成を行い、受託した企業は、その仕様書に従い業務を遂行するだけですが、協働事業の「仕様書」の作成に当たっては、市民公益活動団体の意見を参考にする。 ◆事業の委託先を決定する際は、競争的な手法（プロポーザル方式、競争入札等）を原則とする。 ◆事業の目的や性質上、市民公益活動団体としか契約（随意契約）できない場合は、特定の団体の既得権益に繋がらないよう、「選定方法」「選定理由」等を明確にする。 ◆個人情報保護の徹底を図る。



素朴な疑問集 4. 『協働編』

【疑問 1】協働って、市民公益活動団体と行政だけがするものなのですか？

協働は、異なる2つの主体が行うものであることから、市民公益活動団体と行政に限られるものではありません。

公益の分野で行われる取組であれば、企業、教育機関等が市民公益活動団体や行政と協働で事業を実施することも考えられます。

【疑問 2】協働は、目的ですか？手段ですか？

協働は、あくまで、手段です。

協働で事業を実施することが目的とならないよう、気をつけましょう。

協働で事業を実施することにより、実施する側である市民公益活動団体・行政だけでなく、サービスの受け手（受益者）である市民にも効果が表れることが重要です。

【疑問 3】協働のメリットとデメリットって何ですか？

協働には、様々なメリットがあります。異なる特性を有する2つの主体が、お互いの特性を生かしながら、取り組むことで、効果的・能率的な事業実施が可能になります。

一方、デメリットについてですが、事業を実施するに当たつて、協議の手間が増えることが考えられますが、これは事業効

果を最大限に発揮するためには、必要不可欠なものですから、デメリットとは言えないでしょう。また、協働に限らないことですが、「特定の団体との癒着が生まれる危険がある。」といったことであれば、情報公開を徹底することで解決できます。したがって、協働において、デメリットと言えるものはないのではないかでしょうか。

ただし、デメリットではなく、一定のリスクといったものは、市民公益活動団体・行政ともに生じると考えられます。

行政にとっては、新しい未知の団体と事業を実施する場合には、そのリスクを負うこと、また団体にとっては、公金を取り扱うことによる責任が生まれます。

【疑問4】 どんなことでも協働はできるのですか？

どんなことでも協働できるわけではありません。特に行政が関わる際には、次のような場合は、協働できません。

- ① 営利を目的とする事業及び団体
- ② 宗教的又は政治的な活動を行う事業及び団体
- ③ 暴力団関係者
- ④ 特定の団体等が利益を受ける事業
- ⑤ 公序良俗に反する事業

また、49ページの図のAとEの領域については、それぞれ市民が自助又は共助で行う範囲又は行政がその責任において行う範囲であることから、協働できません。

【疑問5】 協働って、お金がないとできないのですか？

お金がなくても協働を行うことは、可能です。

行政の持っている資源としては、資金のみではなく人的ネットワークや信用等があります。このことから、これらの資源を

有効利用することで、市民公益活動団体の活動が活性化され、活動基盤が強化されることが考えられます。

一方、市民公益活動団体の多くは財政的な課題を抱えていることから、契約履行確認後の支払い（精算払い）を原則とする行政の委託事業や補助事業を行うことが困難な場合があります。

したがって、財政基盤の弱い市民公益活動団体との協働における支払方法については、財政状況を十分踏まえた上で、前金払い、概算払いをすることも検討する必要があります。なお、前金払い、概算払いでの支払う場合は、事業を始める前に定めておく必要があります。

【疑問6】協働する場合の対等ってどういうことですか？

対等といった場合、市民公益活動団体と行政について、組織や財政の大きさを考えると違和感があると思います。協働の際に言う対等とは、お互いの特性を生かして、事業を実施することで、互いの力を発揮し合うことにより成立する関係といえます。

【疑問7】市民公益活動団体と協働すると民間企業を圧迫してしまうのではないですか？

当市において、協働を行う主な目的は、「従来、行政が行ってきた公共サービスの提供を協働で行うことにより、より効果的・能率的にすること」、「従来の企業や行政による公共サービスの提供の枠組みだけでは、困難な公共サービスの提供」であると考えています。したがって、市民公益活動団体と協働しても民間企業を圧迫することにはならないと考えられます。

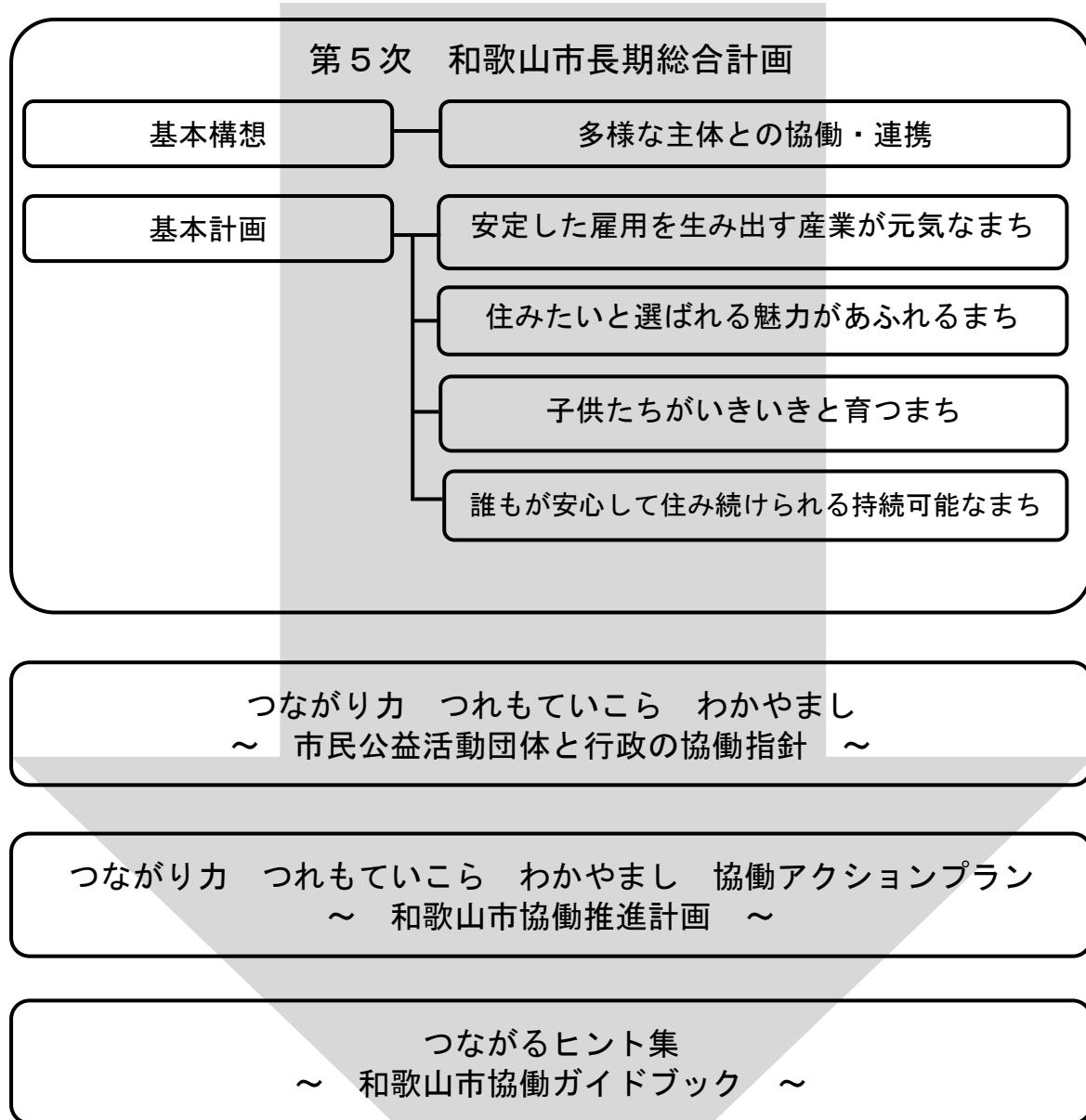
また、協働の必要性がない又は効果が期待できない場合にア

ウツソーシングを行う際には、委託先等の選定については、市民公益活動団体、民間企業等の区別なく、公平な競争により行う必要があります。

Ⅱ. 和歌山市における協働の位置づけ

当市においては、「はじめに」でもふれたとおり、良質な公共サービスを提供することで全国

の中でもきらりとした輝きを發し、活力にあふれた住みたいまちとして選ばれるまちづくりを行うために、市民と行政が協働で公共サービスを担う体制を整えることを目的として、第5次



和歌山市長期総合計画基本構想
においても、『多様な主体との
協働・連携』を行財政運営の基
本方針の一つに位置付け、協働
の推進を行っているところです。



素朴な疑問集 5. 『位置づけ編』

【疑問 1】和歌山市長期総合計画は、そんなに重要なもののな
ですか？

長期総合計画は、和歌山市のまちづくりに関する最も上位に位置付けられる計画であり、基本的には「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」で構成されるものであり、中心市街地活性化基本計画などさまざまな個別計画や市が実施している多くの事業は、この計画に沿って策定又は実施されており、非常に重要なものです。

なお、現在策定されている第5次和歌山市長期総合計画は、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間とするものです。

【疑問 2】和歌山市において協働をどう進めようとしているの
ですか？

市民の代表の方で構成する和歌山市協働推進委員会の中で協働推進に向けて必要な事項について、協議を行いながら、取組を進めています。

「つながり力 つれもていこら わかやまし ~市民公益活動団体と行政の協働指針~」を平成20年に策定し、続く平成21年には「つながり力を共に育む わかやまプラン~和歌山市協働推進計画~」（以下「推進計画」という。）を策定し、この計画に基づき、着実に行政内部において協働体制の構築に取

り組んでいるところです。

推進計画は、第1次（平成21～23年度）では、人材の育成を最優先課題ととらえ、協働できる職員の育成に取り組み、協働推進職員制度を立ち上げました。第2次（平成24～28年度）においては、和歌山市協働推進委員会条例を制定し、行政が協働を施策として正式に位置づける根拠となる条例を整備しました。第3次（平成29年度～令和元年度）においては、市民・行政の双方において、豊かで活力ある地域社会実現のため、誰もが「協働の担い手」となれるよう育成し、誰もが「協働」に参画できる環境づくりを目指してきました。

一方、多種多様な協働の手法が広がり、地域課題の多様化など時代や地域の変化が大きくなっていることから、令和2年度には、「つながり力 つれもていこら わかやまし 協働アクションプラン～和歌山市協働推進計画～」を定め、多様な主体が連携・協働する環境を整えることで、「誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち」を目指します。

4 さあ、協働を実践しよう！

I. 協働の進め方

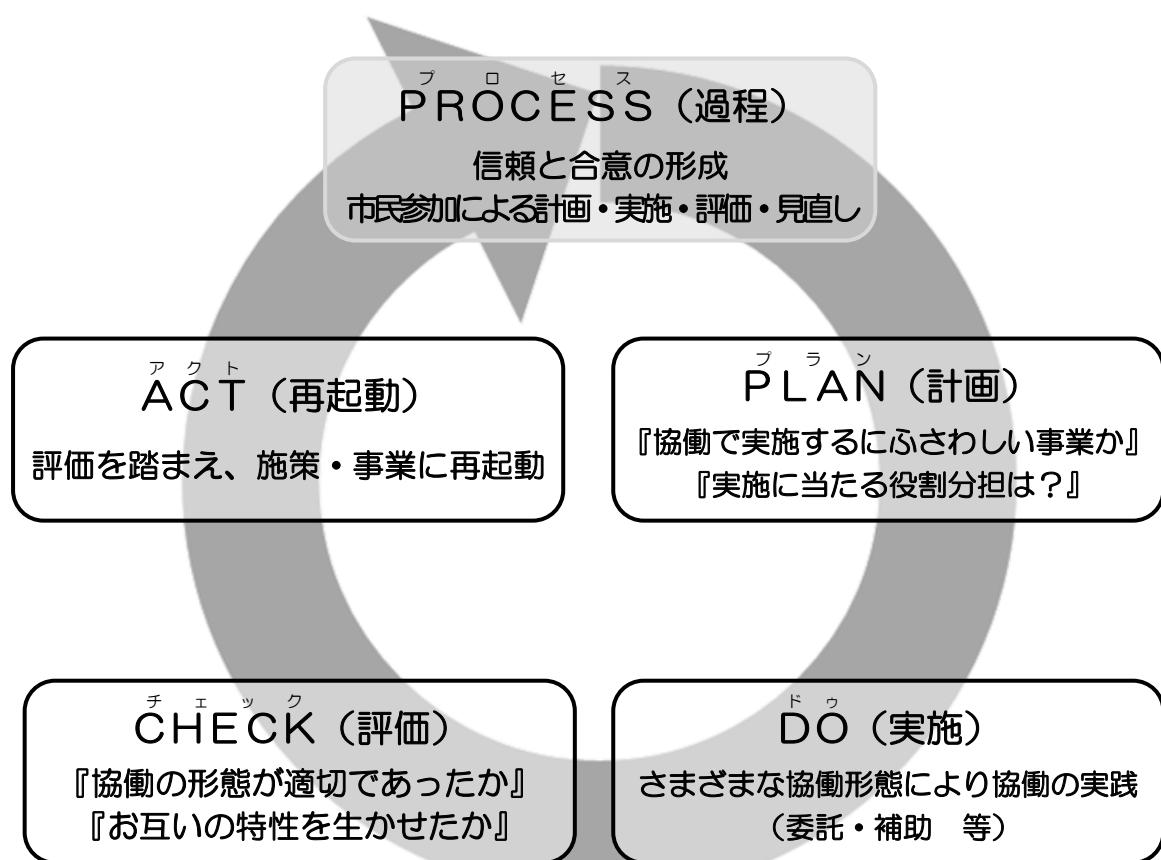
和歌山市では、協働で事業を行う際には、次のサイクル（P'・P D C Aサイクル）に沿って進めることとしています。

P'・P D C Aサイクルのうち、P'（PROCESS=過程）は、協働を具体化するために、最初にその必要性を双方で根気よく話し合い、その共有を通じて、お互いの信頼関係と合意形成を行う過程であり、以後

のP D C Aすべてにおいて行われるもので、このプロセスを重視している点が、和歌山市の特徴でもあります。

また、行政の予算を実際に伴う協働事業に取り組む際のスケジュールをモデル的に示すと次の図のとおりとなります。

なお、この図は、あくまでモデルであり、これに従わなければ協働事業ができないというものではありません。



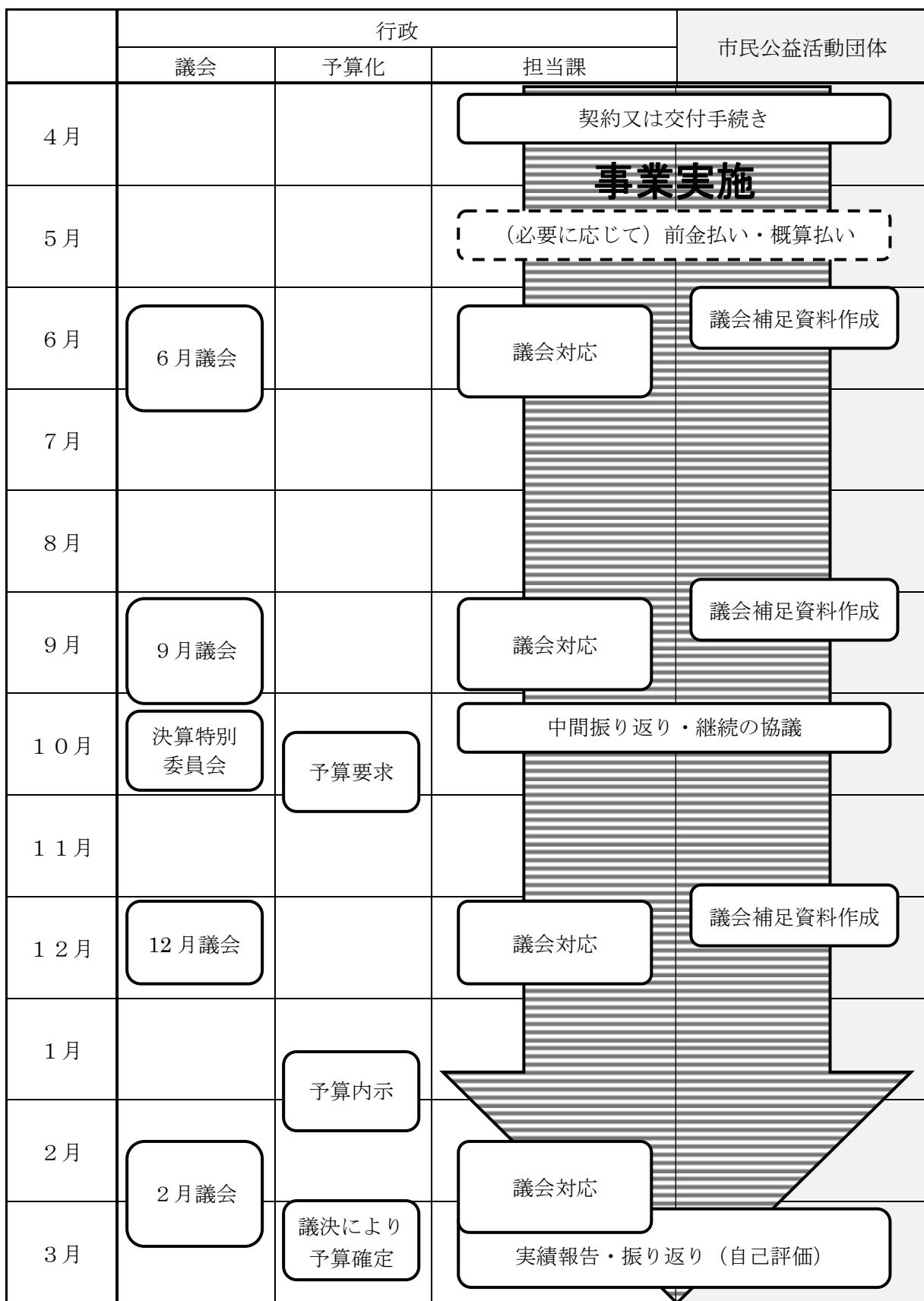
さあ、協働を実践しよう！

予算化が必要な協働事業にかかる行程表（準備～実施～検証）

【準備年度】

	行政			市民公益活動団体
	議会	予算化	担当課	
4月				提案
5月				事業について協議 解決すべき地域課題、役割の共有 具体的な事業内容について共有 協働形態等について決定
6月	6月議会			
7月				
8月				予算要求の可否決定
9月	9月議会			
10月	決算特別委員会	予算要求	予算要求準備	予算要求の補助資料作成
11月			予算折衝	
12月	12月議会			
1月		予算内示	実施方法について協議	
2月	2月議会		【随意方式の場合】 契約書・仕様書の作成 【競争方式の場合】 競争形態の決定 契約書・仕様書の作成	
3月		議決により予算確定		

【実施年度（契約が随意方式の場合）】



さあ、協働を実践しよう！

【実施年度（契約が競争方式の場合）】

	行政			市民公益活動団体
	議会	予算化	担当課	
4月			公募 選定	応募
5月				(必要に応じて) 契約書・仕様書について協議
6月	6月議会		契約又は交付手続き	事業実施
7月				
8月			(必要に応じて) 前金払い・概算払い	
9月	9月議会		議会対応	議会補足資料作成
10月	決算特別委員会	予算要求	中間振り返り・継続の協議	
11月				
12月	12月議会		議会対応	議会補足資料作成
1月		予算内示		
2月	2月議会	議決により予算確定	議会対応	
3月				実績報告・振り返り（自己評価）

【検証年度】

	行政			市民公益活動団体
	議会	予算化	担当課	
4月			振り返り（相互評価）	
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				委員会補足資料作成
10月	決算特別 委員会		当該事業に係る 決算審査	
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				



素朴な疑問集 6. 『実践編』

【疑問 1】協働でするか、しないかは、どうやって判断すればいいのですか？

先ほども出てきましたが、協働は、協働することが目的なのではなく、きらりと輝く活力にあふれた住みたいまちとして選ばれる和歌山市を実現するための手段です。協働の手法を用いることにより、事業効果が上がるかどうかで判断することになると思いますが、具体的なチェック項目の例は次のとおりです。

また、行政の側に目を向けると、既存事業を見直す場合には、その事業を継続して行う必要があるかどうかなど、事業の継続の必要性について見直すことが重要です。また、新規事業の検討についても、既存の類似事業の見直しを含め、市として取り組むべき事業かどうか十分に検討する必要があります。

【チェック項目（例）】

- 43ページの図のB～Dの領域に当てはまる事業ですか
- 事業に対する市民のニーズはありますか
- お互いの特性を活かせる事業ですか
- 協働により市民に提供されるサービスの質は高まりますか
- 単独で行う場合と比較した費用対効果や事業効果はどうですか
- 事業の能率化は、期待できそうですか
- 事業に発展性がありそうですか

【疑問2】協働に適した事業には、どんなのがあるのですか？

市民公益活動団体と行政は、共に公益・非営利という側面から重なる領域で活動を行っています。事業内容によっては協働することで、市民の視点から良質なサービスの提供を効果的に行うことができるとともに、簡素で効率的な行政運営を行うことなどができます。

「協働事業」を考える際には、市民の生活に直接的な関わりがあり、市民公益活動団体の機敏性や先駆性、専門性などの特性を十分に活かせる事業や分野を検討する必要があります。

協働に相応しい事業には、次のような例があります。

ア) きめ細かな対応が求められる事業

市民公益活動団体の柔軟性や機敏性を活かして重点的にサービスを行うことが必要な事業

(例 子育て支援事業、高齢者・障害者支援事業 など)

イ) 地域社会との連携が必要な事業

地域の課題解決をするために取り組むことが必要な事業

(例 子ども見守り隊、青少年育成事業、ごみ減量化事業、節水対策事業 など)

ウ) 高い専門性が求められる事業

特定の分野に関する専門性やネットワークを活かして取り組む公益的な事業

(例 女性総合相談、文化・スポーツ・生涯学習事業など)

エ) 計画立案に幅広く意見が必要な事業

施策について計画立案する場合に、専門知識や関心を持つ市民、団体等の意見を取り組むことが有効な事業

(例　長期総合計画策定、条例の制定　など)

才) 市民参加が有効な事業

市民が持つ広いネットワークを十分に活かし、多くの参加を促す必要のある事業

(例　花いっぱい運動、市有財産（動物園等）におけるイベントの企画運営　など)

力) 行政が着手したことのない先駆的な事業

新たな行政課題に対して、知識やノウハウを持ち先行的に取り組んでいる事業

【疑問3】協働相手は、どう選べばいいのですか？(参考資料②参照)

協働相手を探す際には、和歌山市役所市民自治振興課、和歌山市地域フロンティアセンター、わかやまNPOセンター、和歌山県NPOサポートセンター等へ問い合わせてみることが有効です。

市民公益活動団体の立場から言うと、実施したい事業の事業目的や内容などから、それに最も関係が深い担当課を市のホームページなどを参考にしながら、探すことになります。

一方、行政の立場から言うと、事業内容によっては、特定の団体しか実施できない場合もありますが、事業実施可能な団体が複数存在する時には、「競争入札」や「プロポーザル方式」などの競争的手法による選定方法が考えられます。なお、創造性豊かで柔軟性を持った事業であることを考えると「プロポーザル方式」が望ましいといえます。

また、プロポーザル方式で団体を選定する場合には、特定団体の既得権化防止や他団体の参入機会の確保の観点から、協働

相手の選定基準や結果等について、積極的に情報公開に努めることとなります。

【疑問4】61ページから65ページまでの図の行程に沿って進めなければ、協働はできないのですか？

これらの図は、あくまで協働事業の実施に行政の予算を必要とする場合の準備から検証までの過程をモデル的に示したものであることから、協働事業に予算を必要としない場合には、これに沿わなくても協働事業を実施することは可能です。

また、行政の予算を必要とする協働事業を実施したいにも関わらず行程表に沿えなかった場合については、翌々年度以降の予算要求に向けて、活動を継続し実績を積みながら、協議を行っていくことで、よりスムーズに協働事業につながるものと考えられます。

【疑問5】協働事業を提案するには、どんなことに気を付ければいいのですか？（参考資料③参照）

市民から頂いた税金を財源として様々な活動をしている行政には、当然、失敗は許されませんから、過度に失敗を恐れ、新しいことに挑戦することに尻込みすることがあります。

市民公益活動団体が提案する場合は、その提案内容が、住み続けたい・住んで良かったと思えるまちづくりに向けて必要であるということを市民公益活動団体と行政が共有することが必要です。

また、行政が新しいことに挑戦するためには、市民公益活動団体の有する専門知識、熱意等に実際に触れることと、行政側の少しの勇気が必要です。

そこで、参考資料③のような内容について、行政と意識の共有から始めましょう。

【疑問6】協働事業について話し合いをすれば、実施も一緒にすることになりますか？

話し合いをした結果、その協働事業の内容が特定の団体にしか実施できないものと確認されれば、実施も一緒にすることになります。

しかし、前述のとおり、事業実施可能な団体が複数存在すると想定される場合は、競争的手法により行政は協働相手を選定することになります。これは、行政が契約を伴う事業を実施する場合には、一般競争入札を行うことが原則（地方自治法第234条など）とされている中で、公正かつ適正価格であること、事業者の機会均等、事業効果の最大化などを目的としたものです。

【疑問7】事業の実施中は、どんな風に関わればいいのですか？

節目ごとに進捗状況については、何度も確認したり、協議内容などはできる限り文書に残したり、共有するように努めましょう。

また、行政側の立場からすると、団体の自主性を尊重しなければいけませんが、公費を支出している場合には、その効果が最大限になるよう、必ず口出ししましょう。

【疑問8】協働事業の成果物の所有権はどちらのものですか？

協働事業の中でも、委託の形態で実施する際、事業成果物の著作権の取扱いについて問題が生じことがあります。

一般的な委託事業では、契約書に著作権の帰属先を明記する

ことで、委託元が著作権を所有することになるので、行政が市民公益活動団体に委託事業を実施する場合は、著作権は行政に帰属することになります。

しかし、事業の成果物によっては、市民公益活動団体の方が多くの人に波及できる場合や市民公益活動団体が普及啓発する方が市民に親しみやすい場合など、市民公益活動団体が社会に還元した方が効果的な成果物もあると考えられます。

したがって、事業の成果物については、一概に行政のものとするのではなく、著作権等の権利の帰属について、市民公益活動団体と十分意見交換した上で、どちらの帰属にするか、あるいは両者の帰属とするかについて、書面で確認する必要があります。

II. 協働の継続に向けて

i. 協働の取組を継続するためには、評価（振り返り）が必要不可欠

市民公益活動団体と行政の協働をより実りあるものとするためには、事業を評価することは欠かせません。成功したこと、失敗したこと、それぞれについて、振り返りを行うことで、次回以降の事業実施の能率化や効果の増大を図ることができます。

評価を行うことで、行政にとっては、より効果的で質の高い市民サービスの実施に向けて、団体にとっては、今後の活動の発展に向けて進んでいくことができます。

ii. 和歌山市における評価とは？

和歌山市協働推進委員会が当市の協働事業を評価するために作成した『協働事業振り返りシート』は別紙のとおり（81ペ

ージから85ページまで）です。

振り返りの方法は、まず振り返りシートに従って、自己評価を行います。その後、協働相手とともに、相互評価を行います。

振り返り時期については、通常事業終了後に行いますが、事業の内容によってはその中間段階でも行い、事業実施中から常に見直しを行うことも必要です。



素朴な疑問集 7. 『振り返り編』

【疑問1】振り返りは、事業実施主体だけですればいいのですか？

協働の取組そのものを評価するのは、事業主体である市民公益活動団体と行政の両者が行うべきことです。しかし、協働事業を実施する目的は、きらりと輝く活力にあふれた住みたいまちづくりですから、その受益者となる市民からも評価を受ける必要があります。事業を実施する際には、効果測定の意味も含めて、受益者に対するアンケートを行うように心掛けましょう。

【疑問2】正直に振り返りをしても、今後に影響はないですか？

振り返りを行う際に悪い振り返り結果であれば今後の協働に支障が出るかも知れないから、嘘でも良い振り返り結果にしておいた方がよいのではないかと考える人がいると思いますが、そうではありません。

和歌山市における協働事業の振り返りは、協働事業を行った両者がその事業について改めて振り返ることにより、お互いの関係性を強化し、今後の協働事業につなげることを目的として行うものです。良かった点・悪かった点のどちらについても正直に振り返るからこそ、次につながる関係づくりができるのです。

悪かった点についても、真摯に向き合い、改善しようとする姿勢が重要なのです。

【疑問3】見直しをする時に、気をつけなければいけないこと
は何ですか？

見直しは、協働事業と協働に当たる互いの関係をしっかりと見直すには、非常に良いタイミングです。

その協働事業が、「団体のミッションや事業目的にふさわしい活動であったか」など立ち止まって考えるとともに、お互いが振り返りを行った結果を踏まえて、事業の良かった点、悪かった点についてよく話し合い、改善を図ることが重要です。

参考資料1. ○○○に関する協定書

和歌山市（以下「甲」という。）と○○○（以下「乙」という。）とは、○○○について次のとおり、協定を交わすものとする。

（事業内容）

第1条 この協定に基づく事業内容は、次のとおりとする。

（1）*****

（業務分担）

第2条 甲及び乙の業務分担は、次のとおりとする。

（1）甲の業務分担

ア *****

（2）乙の業務分担

ア *****

（経費負担）

第3条 甲及び乙は、前条の業務分担に基づく経費を負担する。

（甲の責務）

第4条 甲は、*****

（乙の責務）

第5条 乙は、*****

（甲及び乙の共通の責務）

第6条 甲及び乙の共通の責務は、次のとおりとする。

（1）協働事業に関する協議内容に関して、できる限り書面により共有することとする。

（2）事業終了後においては、協働事業振り返りシートに基づく事業の振り返りを行うこととする。

（活動計画）

第7条 甲及び乙は、毎年度当初に、両者協議して年間の活動計画を作成する。

（活動報告）

第8条 甲及び乙は、毎年度末に、両者協議して事業報告書を作成する。

（協定の有効期間）

第9条 協定の有効期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

（疑義の発生）

第10条 事業の遂行に当たり疑義が生じたときには、その都度甲乙協議する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 住 所

氏 名

乙 住 所

氏 名

参考資料2. 協働相手をどう選べばよいの？

【市民公益活動団体編】

市民公益活動団体側が、協働相手となる行政の担当課を選ぶ際には、次のような資料を参考にするとよいと思います。

◆ 行政の組織から担当課を探す場合

⇒ 和歌山市行政機構図

(<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/shisei/1009417/gyouseikikouzu/index.html>)

◆ 行政の仕事から担当課を探す場合

⇒ 第5次和歌山市長期総合計画

(<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/shisei/1009206/1009403/1002808.html>)

◆ 担当課の個別の事務事業から担当課を探す場合

⇒ 事務事業評価一覧表

(<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/shisei/gyouzaisei/gyouseihyouka/index.html>)

【行政編】

行政側が、協働相手である市民公益活動団体を選定する際の基準については、次のようなものが考えられますが、事業の性質や協働形態等に応じて適宜変更することも必要です。

◆ 事業目的を共有化できるか

◆ 活動内容及び実績

□ 行政目的に即した活動内容であるか

□ 協働対象事業と共通する活動実績の有無（ノウハウ、専門性、地域、規模）

□ 事業実施可能な団体であるか

◆ 事業企画力

□ 市民のニーズや地域の課題を的確に把握しているか

□ 市民公益活動団体の特性を十分に活かしているか

□ 財政的な裏づけのある事業計画か

◆ 組織体制及び事業遂行能力

□ 会員による支援体制はどうか

□ 事業を十分に行える体制になっているか（専門知識・技術スタッフ）

◆ 財政状況

□ 収支の健全性、安全性

□ 会計帳簿類は適正に処理され、整備されているか

□ 監査は適正に行われ、公表されているか

◆ その他基本的事項

□ NPO法に定められた事項を遵守しているか（NPO法人の場合のみ）

□ 事業報告書、経理状況等を積極的に情報公開しているか

□ 宗教活動や政治活動の実施の有無

□ 特定の個人や団体、企業等との過度な関係の有無

□ 特定の個人や団体等の関与を受けていないか

◆ 特定の個人や団体の利益を目的として、活動を行っていないか

参考資料3. 協働事業を提案するには、どんなことに気を付ければいいの？

①事業の必要性を訴える。

現状と課題、事業の目的や効果について、出来る限りデータ等を用いて具体的に説明する。
※数値的なデータや他都市の実績なども有効です。

○公益性の観点から…

地域における具体的なニーズについて説明する。

※「どのような人が対象者か」、「その対象者数は？」等を裏付け資料として準備すると有効です。

○費用対効果の観点から…

現在、行政が直接行っていることについて、自団体が行った方が、より効果的・能率的に実施できることを説明する。

※もし、同じ目的で手法の異なる事業を実施したいと考えている場合には、市の事業については、事務事業評価一覧表により、費用等が公開されているので、事務事業評価一覧表を基礎資料として、その事業経費と自団体で実施した場合の費用と効果を比較するのも有効です。

②担当課の業務との関係を明確に示す。

市民公益活動団体の活動は、行政の複数の担当課にまたがる場合や、そもそも担当課の決定していない新しい内容であることもあるので、協議する担当課を決定することが最も苦労する部分かもしれません。

その時には、和歌山市市民自治振興課にご相談ください。

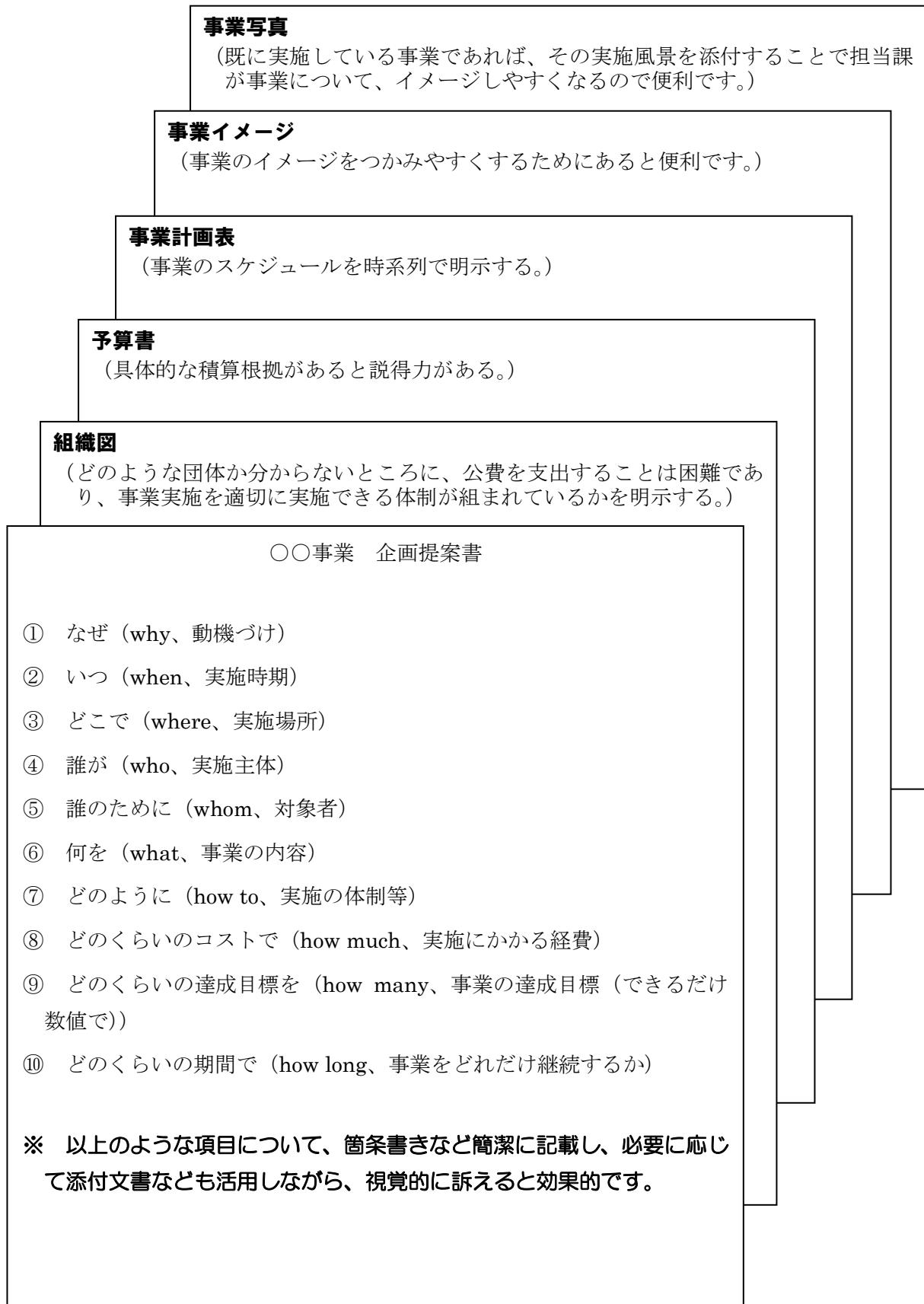
③地域課題の解決に向けて、「自団体で何ができるか」を明示する。

「実施にどれだけのスタッフが関わるか。」や「団体が有する知識、経験、情報、人脈等とそれを活用することで、何ができるか。」を実施内容・予定回数等を用いて（実績があれば含めて）、具体的に示すことが重要です。

設定した目的・目標を達成するために、妥当な計画になっているか留意しましょう。

上記について、共有できれば、次ページのような企画提案書を用いて提案しましょう。

【企画提案書のイメージ】



参考資料4. 困ったときの連絡先

- NPO・ボランティア活動などの市民公益活動に関する全般的なことや行政との協働について相談したい！

和歌山市役所 市民自治振興課 市民協働推進班

住所：〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地

TEL：073-435-1045

FAX：073-435-1253

メール：jichi@city.wakayama.lg.jp

相談や各種申請受付：8時30分～17時15分

(土曜日・日曜日、祝日・祭日及び年末年始は休み)

- 活動に必要な施設・設備等を利用したい！他団体との協働について相談したい！

和歌山市地域フロンティアセンター

住所：〒640-8033 和歌山市本町2丁目1番地 フォルテワジマ6階

TEL：073-402-1213

FAX：073-402-1214

メール：wakayama_city_rfc@joy.ocn.ne.jp

運営時間：9時～21時（祝日・振替休日・年末年始は休み）

地域フロンティアセンターについて

地域・NPO・学生などの多様な主体の連携・交流を推進するための施設です。NPO・ボランティア活動等に関する情報を取り揃えており、チームフロンティア（市民自治振興課職員）が皆さんの活動を支援します。

Wi-Fi完備で飲食物を持ち込めるフリースペースは申込・登録不要で、どなたでも無料でお立ち寄りいただけます。

市民公益活動登録をした団体、市内の大学、市内の商店街組合等は、ミーティングルーム、マイク・プロジェクター・ホワイトボード等の会議用備品の他、輪転機・紙折機等の設備を無料で利用できます。

その他に市民公益活動に関して、次のような機関がそれぞれの得意分野で活動しています。

- 市民公益活動に必要な資源（ひと、もの、かね、情報）について相談したい！

NPO法人 わかやまNPOセンター

住所：〒640-8331 和歌山市美園町5-6-12

TEL：073-424-2223

FAX：073-423-8355

メール：info@wnc.jp

運営時間：火曜日～金曜日までの10時～17時

○ 和歌山県内のNPOの状況やNPO法人格の取得等について知りたい！

和歌山県NPOサポートセンター

住所：〒640-8319 和歌山市手平2-1-2 県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛 9階

TEL：073-435-5424

FAX：073-435-5425

メール：info@wakayama-npo.jp

運営時間：火曜日～土曜日の9時～20時50分、日曜日の9時～17時30分

(月曜日・祝祭日・12月29日～1月3日は休み)

○ 個人でのボランティア活動について、相談したい！

社会福祉法人 和歌山市社会福祉協議会 ボランティアセンター

住所：〒640-8226 和歌山市小人町29 あいあいセンター福祉交流館3階

TEL：073-431-0028

FAX：073-431-5250

メール：w-shakyo.vora@wavora.sakuratan.com

運営時間：8時30分～17時15分（土・日・祝日は休み）

協働事業振り返りシート

1 振り返りの趣旨

協働事業の振り返りは、協働事業を行った両者がその事業について改めて振り返ることにより、お互いの関係性を強化し、今後の協働事業につなげることを目的として行うものです。

2 振り返りの方法

振り返りは、協働事業を実施した市民公益活動団体と行政が、それぞれ振り返りシートに記入する自己評価と、お互いに話し合う相互評価を組み合わせて行います。

3 振り返りシートの内容

各設問は、選択式と記述式で構成されています。それぞれの項目に設けている記述欄には、各設問について具体的な事例等を記述してください。

4 記入に当たって

- ① 設問の選択肢に、数値を表示していますが、あくまで感覚的なものとして記載頂ければ構いません。
- ② ケーススタディなど参考となる具体的な事例については、各設問に設けている【記述欄】に記入してください。
- ③ 記述欄が不足する場合は、適宜拡充又は別紙を用いていただき構いません。

事業名	
記入者名 (団体名・課名)	
協働相手 (団体名・課名)	
協働形態	<input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> 共催 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に : _____)

【協働のイメージ】

0 「協働」について、現在、どのようなイメージを持っていますか？

--

【信頼関係の構築】

1 プロセスを共有し、信頼と合意を構築できましたか？

できた。(90%以上) ほぼできた。(70%前後)

普通(50%前後)

あまりできなかつた。(30%前後) できなかつた。(10%以下)

①	自団体が事業の運営に携わった期間	月～月
②	自団体で事業の運営に携わった人数	人
③	協働相手との合同打合せ回数	回
④	共有したプロセスについて、意思統一を図るために文書化し、協働相手と共通して残している記録	<input type="checkbox"/> 企画書 <input type="checkbox"/> 収支計画書 <input type="checkbox"/> 議事録 <input type="checkbox"/> チラシ・ポスター <input type="checkbox"/> その他 (具体的に : _____)

【記述欄】

--

【適切な役割分担】

2 お互いの専門性を理解した上で、適切に役割を分担し、その責任を果たせましたか？

自団体は、どうでしたか？	協働相手は、どうでしたか？
() できた。(90%以上) () ほぼできた。(70%前後) () 普通(50%前後) () あまりできなかつた。(30%前後) () できなかつた。(10%以下)	() できていた。(90%以上) () ほぼできていた。(70%前後) () 普通(50%前後) () あまりできていなかつた。(30%前後) () できていなかつた。(10%以下)
自団体が 果たした役割	
協働相手が 果たした役割	
【記述欄】	

【事業の実施】

3 事業の中で成果目標を共有し、その目標を達成できましたか？

自団体は、どうでしたか？	それは、協働による結果だと思いますか？
() できた。(90%以上) () ほぼできた。(70%前後) () 普通(50%前後) () あまりできなかつた。(30%前後) () できなかつた。(10%以下)	() 思う。(90%以上) () 少し思う。(70%前後) () 普通(50%前後) () あまり思わない。(30%前後) () 思わない。(10%以下)
共有した成果目標	
実際の成果	
【記述欄】	

【事業の対象者にとって】

4 事業の対象者に満足してもらいましたか？

- () できた。 (90%以上) () ほぼできた。 (70%前後)
() 普通 (50%前後)
() あまりできなかつた。 (30%前後) () できなかつた。 (10%以下)

事業の対象者となった市民の数（イベント参加者数やサービス利用者数等）	延べ人
アンケート結果など 事業の対象者の声	
【記述欄】	

【今後に向けて】

5-① 総合的に事業を振り返って、今回の協働事業は上手くいきましたか？

- () いった。 (90%以上) () ほぼいった。 (70%前後)
() 普通 (50%前後)
() あまりいかなかつた。 (30%前後) () いかなかつた。 (10%以下)

【記述欄】

5-② 協働相手と対等な関係性が確保できましたか？

- () できた。 (90%以上) () ほぼできた。 (70%前後)
() 普通 (50%前後)
() あまりできなかつた。 (30%前後) () できなかつた。 (10%以下)

【記述欄】

**5-③ もし、同じ事業をやり直すことができるとしたら、注意・工夫したいことは何ですか？
また、協働相手には、どのような期待を持ちますか？**

【記述欄】

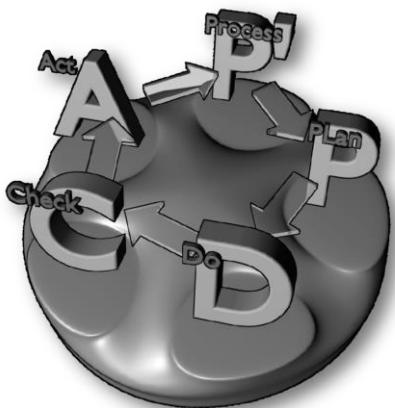
参考資料6.【参考文献】

- ①NPO・ボランティアガイドブック（和歌山県）
- ②NPOとの協働推進ガイドライン～行政職員のためのNPOとの協働推進の手引き～（和歌山県）
- ③協働のためのサプリメント～協働を進める50のヒント～（神奈川県）
- ④仙台協働本 一協働を成功させる手引き一
- ⑤市民活動団体との協働マニュアル～市民活動団体との協働の可能性～（福島県郡山市）
- ⑥「協働推進人材養成研修（講師：I I H O E代表 川北 秀人 氏）」
(H20.5開催より) 高松市HP
- ⑦協働ハンドブック～新しい時代にふさわしい創意にみちた協働のまちを目指して～ 入門編（八王子市）

令和
6年4月

わかやまつながるヒント集

～ 和歌山市協働ガイドブック ～



わかやまつながるヒント集

～ 和歌山市協働ガイドブック ～

令和6年4月

お問い合わせ先

和歌山市 市民自治振興課 市民協働推進班

住 所 : 〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地

電 話 : 073-435-1045

FAX : 073-435-1253

メール : jichi@city.wakayama.lg.jp

和
歌
山
市

Designed by Elsitio(NPO)